

## マンクの救貧法に関する考察

柳 田 芳 伸  
田 中 育久男

### 訳者序言

ここに訳出を試みる小冊子は、イギリスの法律家ジョン・バークリー・マンク (Monck, John Berkely, 1769-1834) により1807年に公刊された『救貧法制度に関する一般的な考察、ウィットブレッド氏の法案に関わる短評と註解を伴って (*General reflections on the system of the poor laws, with a short view of Mr. Whitbread's bill, and a comment on it.* pp.44)』[以下、『考察』と略記] の全訳である。この『考察』はR・ビッカースタッフ社 (R. Bickerstaff) より出版され、W・ストラットフォード社 (W. Stratford) 社で印刷された。販売価格は1シリング6ペンスであった。

『考察』の主題である救貧法 (poor law) は周知のとおり、エリザベス一世治世下の1601年、それまでの救貧に関わるさまざまな諸立法を集大成したものである。その目的は、労働能力のある者とそうでない者を区別し、前者を就労させ、後者を救済することにあった。当初、救貧行政は厳格に運営され、貧民の救済施設である救貧院での管理が徹底された。ところが18世紀の後半以降、国内における産業革命や農業革命の進展や、対外的にはナポレオン戦争による混乱などを背景としながら、貧民が急増する事態となった。それゆえ、より効率的な救済方法として救貧院の外での救済 (院外救済) や賃金補助制度などを柱とする「救貧法の人道主義化」へと舵

図表1 ジョン・バークリー・マンク (1820年頃)



(Reading Museum より)  
<http://collections.readingmuseum.org.uk/index.asp?page=record&mwsquery=%7Btotopic%7D=%7BEarly%20portraits:%20highlights%7D&filename=REDMG&hitsStart=17>

が切られた。しかし、この方針も事態を收拾するどころか、救貧税の負担を増大させるなど悪化の一途をたどる結果を招来した。こうした危機的な状況下にあった1807年2月19日、下院議員のサミュエル・ウィットブレッド（Whitbread, Samuel, 1764-1815）による救貧法改正法案<sup>[1]</sup>〔以下、救貧法案と略記〕が下院に提出されたのであった。

救貧法案は同法の部分的な修正を施し、公的救済を可能な限り制限して、貧民の道徳的な改善を企図としたものであった。この法案を提出する契機となった人物こそ、マルサス（Malthus, Thomas Robert, 1766-1834）にほかならなかった。マルサスは「人口の増殖が食糧のそれを上回る」とする人口原理を応用し、救貧法には人口の増加を助長し、貧困を緩和するどころか、悪化させる作用があると主張した。そして、『人口論』の初版（1798年）以降、彼は一貫して同法の漸次的な廃止を唱えたのであった。ウィットブレッドも救貧法案のなかで、マルサスの「『人口』に関する著作は広く読まれており、この作品が以前からある程度始まっている救貧法に関する見解の変更を完全に成し遂げた」<sup>[2]</sup>として、社会におけるマルサスの思想的な影響力を明確に認めていた。さらにウィットブレッドはマルサスの思想の正当性を認めるばかりか、将来的には救貧法の消滅さえも展望していたのである。とはいえ、王国の現状を鑑み、現行の救貧法の改革を推進することを最優先事項と捉えたウィットブレッドは、貧民の勤勉さや節約心を刺激することで貧困に立ち向かおうとした。その目的の具体化のために、彼は貧民の教育制度や貧民基金、居住法の緩和、地方税の公平化、貧民の賞罰などに及ぶ「包括的な社会改革の計画」<sup>[3]</sup>を提示したのであった。こうした計画により、彼は貧民救済に一定の制限を設けるとともに、貧民の依存状態からの自立を支援し、貧困の抑制に挑んだのであった。結果として、この救貧法案は廃案の憂き目にあったものの、貧民の区別（勤勉な者と怠惰な者）を前提としながら、貧民の劣等処遇や中央集権化などにも言及しており、のちに成立する新救貧法（1834年）の萌芽的な要素を含むものでもあった<sup>[4]</sup>。

この救貧法案は下院で注目を集めたのみならず、マルサスが公開書簡『救貧法の改正法案に関する下院議員サミュエル・ウィットブレッド氏宛ての書簡（*A Letter to Samuel Whitbread, Esq. M. P. on His Proposed Bill for the Amendment of the Poor Laws*）』（1807年3月）〔以下、『書簡』と略記〕を刊行して応答したことを皮切りに<sup>[5]</sup>、さまざまな思想家たちにより書簡や小冊子、定期刊行物などを通じて議論の俎上に載せられることになった。とりわけ、救貧法を批判するマルサスと、同法を擁護するジョン・ウェイランド（Weyland, John, 1774-1854）が救貧法案を介し論争を繰り広げたことは特筆に値する<sup>[6]</sup>。しかしながら、この一連の論争に加わっ

た論客の一人として、マンクがいたことも忘失できないであろう。マンクは、マルサスの人口原理に批判的な立場をとったウェイランドとは対称的に、人口原理に賛同する立場から救貧法案に応答しており、救貧法案をめぐる論争を明らかにしていく上で黙視できない人物の一人であると考えられるからである。以下では、マンクの略伝<sup>[7]</sup>を辿るとともに、『考察』の特徴について若干の考察を試みたい。

マンク家はイングランド南西部に位置するデヴォン州の旧家であり、その血筋を辿れば、ピューリタン革命やイギリス・オランダ戦争などで活躍した初代アルベマール公爵ジョージ・マンク (Monck, George, 1st Duke of Albemarle, 1608-1670)<sup>[8]</sup>もその一族であったことがわかる。そもそも、マンクの直接の祖先はアイルランドで財をなした一族であった。1627年にアイルランド税関の役人となったチャールズ (Monck, Charles) は、アイルランド中部のウェストミーズ州で財を築き、その息子のヘンリー (Monck, Henry) はダブリン州のスタンリー一族と姻戚関係を結ぶことで家格を上げた。さらに、ヘンリーの次男の家系に属すチャールズ・スタンリー (Monck, Charles Stanley, 1st Viscount Monck, c.1754-1802) はアイルランド議会の議員を務めた人物であった。彼は大ブリテン・アイルランド連合王国の成立時 (1801年) に功績を称えられ「マンク子爵 (Viscount Monck)」に叙されたことでも知られており、爵位は今日に至るまで継承されている。他方、ヘンリーの三男であるウィリアム (Monck, William, 1692-1763) は、1728年にミドル・テンブルで法曹人の資格を取得した後、法律家一筋に生きた人物であり、その一人息子であるジョン (Monck, John, 1734-1809) もまた法曹の道を進んだ。ジョンは妻エミリア・スニーとの間に五人の息子をもうけたけれども、両親より「ひとときわ大事にされた」息子こそがマンクその人であった。

マンクは1769年9月19日、ジョンの次男としてバースに生まれた。1778年より88年までイートン校で教育を受けた後、祖父や父と同じ道に歩むべく、リンカーン法曹院 (1790年)、インナー・テンブル法曹院 (1796年) を経て、法廷弁護士の資格を得た。その後はバーク州のレディングに移り住み、「勤勉で誠実に、そして高い志を掲げて」専門の業務にあたった。1809年に父がこの世を去ると莫大な財産

図表2 ジョージ・マンク (1661年)



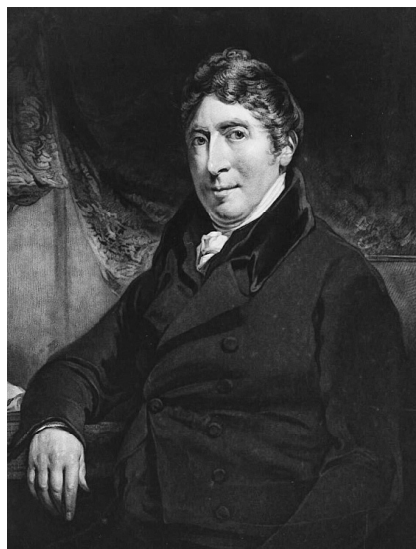
(National Portrait Gallery より)  
<https://www.npg.org.uk/collections/search/portrait/mw00064/George-Monck-1st-Duke-of-Albemarle>

図表3 メアリ・ラッセル・ミト  
フォード



(National Portrait Gallery より)  
<https://www.npg.org.uk/collections/search/portrait/mw04448/Mary-Russell-Mitford>

図表4 チャールズ・ショー・ル  
フェーブル



(National Portrait Gallery より)  
<https://www.npg.org.uk/collections/search/portrait/mw37599/Charles-Shaw-Lefevre?LinkID=mp50965&role=sit&rNo=0>

を継承し、レディング近郊の地所の多くを購入した。ついでその翌年には地元の名士で、レディング市長のウィリアム・ステファンの娘メアリーと結婚しており、二男二女をもうけている。この頃のマンクは法律家として手腕を振るう一方、女流作家のメアリ・ラッセル・ミトフォード (Mitford, Mary Russell, 1787-1855) やレディング選出の下院議員チャールズ・ショー・ルフェーブル (Lefevre, Charles Shaw, 1759-1823) らと交流し、次第に社会問題への関心を高めていった。

マンクは1812年に政界への進出を試みて挫折するものの、ナポレオン戦争により生じた通貨不足でレディングが深刻な困窮に陥った際、金40シリング、銀2シリング6ペンス、銀1シリング6ペンスの価値を有する代用硬貨 (token) の発行を発案してその難局の打開に立ち向かった。その結果、レディングの人びとからの厚い信頼を得ることとなる。その後の数年間は静養もかねてヨーロッパ大

図表5 マンクが発行した代用硬貨 (価値40シリングの金貨) (1812年)



<https://www.sovr.co.uk/berkshire-reading-gold-40-shilling-monck-cm06339.html>

陸に滞在するけれども、1820年にジョージ三世の崩御に伴い、総選挙の実施が決まると再びレディングより出馬し、首位での当選を決めた。これ以降、マンクは10年にわたり下院議員としての活動に専念することになる。ちなみに、この総選挙でマンクの対抗馬となった候補者は、奇しくも救貧法案にマルサスの人口原理を批判する立場から応答し、のちに独自の人口法則を提唱したウェイランドであった<sup>[9]</sup>。

ともかく政界入りを果たしたマンクは、ジョセフ・ヒューム (Hume, Joseph, 1777-1855) と結びつく急進派ウィッグに属し、この党派のなかでも最も活動的な党員の一人となった。彼は三年議会や徹底した経費削減などの議会改革を活動の中心に据え、時にはジョージ四世の王妃キャロライン (Caroline, Amelia Elizabeth of Brunswick-Wolfenbüttel, 1768-1821) の浪費さえも断罪するなど、周囲が目を見張るほど台頭していった。また、通貨や穀物法、租税など時事問題への言及も積極的に行っている。なかでも救貧法改革に強い関心を抱き、ジェームズ・スカーレット (Scarlett, James, 1st Baron Abinger, 1769-1844) が提出した救貧法案 (1821年) や、アイルランド救貧法の導入をめぐる議論などに率先して加わっていった。

私人としてのマンクは熱心な慈善家としてその名を馳せていたけれども、決してひけらかさず、さりげなく施す姿が大いに評価された。とりわけマンクの支持者たちは「適度な助言にとどまらず、より価値のある支援を難なく得ることができた」ことに満足感を覚えた。それゆえにマンクが1834年12月13日、65

図表6 ジョセフ・ヒューム (1823年)



(National Galleries of Scotland より)  
<https://www.nationalgalleries.org/art-and-artists/2779/joseph-hume-1777-1855-political-economist>

図表7 ジェームズ・スカーレット



(National Portrait Gallery より)  
<https://www.npg.org.uk/collections/search/portrait/mw40005/James-Scarlett-1st-Baron-Abinger?LinkID=mp53256&displayStyle=thumb&wPage=1&role=sit&rNo=34>

歳でこの世を去ると、レディングの町中が深い悲しみにつつまれたのであった。その様子は、翌年4月刊行の『ジェントルマンズ・マガジン (*The Gentleman's Magazine and Historical Chronicle*)』に掲載された追悼記事で詳細に報じられている。この記事のなかでも「信念、希望、慈善 [という言葉] が、マンク氏 [の生き様] を生き生きと表している」<sup>[10]</sup> [角括弧は筆者による] と追悼されていて、社会の貧困問題への関心が際立っていたことをうかがわせる。こうした彼の姿勢の背景には、かつて地元の病院や慈善施設の寛大な支援者でもあった父ジョンの影響を受けていた可能性を暗示しているけれども、深刻化する貧困への対策を講じたウィットブレッズの救貧法案に触発され、自ら筆を執った『考察』があったと考えられる。

『考察』の刊行時期は、前書きの記述から1807年4月頃であったと窺知される。当時、救貧法案は2月23日の審議で法案の分割が提案されたことを契機に、3つないし4つに分割して審議する方向に進んでいた頃であった<sup>[11]</sup>。他方、この頃のマンクは深刻な虚弱状態に陥っており、当初はロンドンで業務にあたっていたものの、継続が困難となり、レディングに移り住んでいた<sup>[12]</sup>。この史実は、『考察』の冒頭にある「病に臥せっている折に、小閑に恵まれ」（76頁）という件からも垣間見ることができる。「救貧法の性質と実施、そして同法の改正をめぐり、いまだ議会で決めかねている法案の利点にささやかな見通しを差し示すこと」（76頁）を企図した『考察』を通してマンクが発信しようとした信条は、おおむね次の二点であったと想定される。

第一に、マルサスの人口原理に賛同し、救貧法の廃止を支持したことである。マンクは現行の救貧法制度に対する見解を述べるにあたり、近年、同法に「言われたり、書かれたりしてきた多くのことを少しばかり道標」（76頁）にしたと表白するけれども、その具体的な著作名や人物名までは明示してはいない。しかしながら、ポインターやラップがマンクのことを「マルサス主義者 (Malthusian)」<sup>[13]</sup>と評したように、マルサスの思想的な影響を受けていたことを明瞭に読み取ることができる。

マンクによれば、「人類がほかのあらゆる動物と同じように、食糧すなわち生活手段が豊富であることに比例して増殖する」ことは明らかであり、その帰趨として貧困が必然的に生じることが力説された (97頁)。また同時に、マンクは『考察』第一章の見出しで示したように、救貧法が「貧困を取り除くどころか、助長する傾向がある」としてマルサスの主張に共鳴してもいた。すなわち彼は、救貧法の作用として「仕事や食物にありつけない場合、その本人と子どもたちは公費で扶助される」と貧民に安心感を与えてしまうために、際限なく貧民の数を増殖させる恐れが

あるとして警鐘を鳴らしたのであった（80頁）。

マンクが救貧法を批判する際に真っ先に向けた矛先は、労働可能な貧民を強制的に就労させる規定に向けてであった。彼は「人為的に作り出された労働は、王国で共有される資本に〔新たに〕つけ加えられるわけではなく、ある地区から移動して別な地区へと送られる」〔角括弧は筆者による〕（79頁）ものにすぎず、労働力の実質的な増加につながるとは容認できなかった。そればかりか、この規定により労働者が大量に創出され、商品が過剰に供給されるようになれば、その商品の価格は下落し、事業全体の利益にも多大な損害を招きかねないことを危惧した。その際、何よりも貧民の消費による生活必需品、とりわけ食糧の価格が上昇したり、貧民の救済のために課される救貧税を負担したりすることにより、「額に汗して生計を立てることに満足感を覚える品位あるつましい勤労である者、つまり社会の最も有益な構成員が不公平にも二重の苦しみを強いられる」（81～82頁）と憂慮していたのである。こうして貧民ではない人びと、とりわけ貧民のすぐ上の階級の者たちを「失業に追いこみ、欠乏に陥らせ、救済を求める必要を余儀なく」させる一方、貧民は「公衆に対する重荷となり、不生産的な重荷」と化す恐れがあり、何の利益にもならないと論を進め（81頁）、究極的にマンクは「どの階級にとっても役立ちはしないこと、すなわち中流階級を貧しくし、貧民を依存させる」（86頁）明確な傾向が救貧法にみられる限り、その「救貧法制度を完全に廃止すること……もしくはその救貧法の廃止に近づけていくこと」（87頁）であるとの結論を下すのである。

ただし、マンクは『考察』第三章の見出しで示しているとおおり、救貧法を「即時に問題なく廃止することはできない」ことも、同法の廃止には「段階を踏むことが不可欠である」ことも冷静に受け容れていた。それゆえ、救貧法の部分的な修正により、貧民を区別し、彼らの自立心や節約心を刺激し、境遇の改善を図る救貧法案に関心を向けていたと考えられる。

もう一つには、マンクがウィットブレッドの救貧法案に賛同するとともに、貧民の実情に即した改革を求めようとしていたことである。すなわち、マンクは救貧法案について「意図した目的に適っており、わが国にきわめて有益であることが明らかである」（96頁）と好意的に評価している。しかしその傍らでは、貧民の性質や実情を注意深く考慮しながら、よりいっそう慎重な検討が必要であることにも意識を傾けてもいるのである。それは、貧民の現状が「怠惰で、無思慮で、不満気で、無気力で、虐げられ、墮落し、不道德である」状態にあることを直視し、なおかつそうした状態となった要因は「もっぱら救貧法制度に帰せられる」（84頁）と放言してやまないマンクにとって、貧民の境遇改善を企図した救貧法案は入念な配慮が

不可欠なものに他ならなかったからであった。それゆえ、貧民の節約心の育成を意図し、マルサスが「しばらくすれば全面的な信頼を得ることになる」<sup>[14]</sup>と楽観視していた貧民基金の提案に対しても慎重な姿勢を崩していない。彼は「英国人の一般的な傾向として節約に対する〔意志が〕弱い」〔角括弧は筆者による〕（89頁）ために、「誰しも青年期の賃金を将来の不慮、結婚、疾病、および老齢に備えて蓄えようとは思わない」（84頁）性質を見落とすことはなかったのである。

18世紀半ばに匿名で刊行された『ロンドン下層民の生活』（1752年）によれば、貧民のあいだでは土曜日の夜半から日曜日の午前一時にかけ、賭場や売春宿、ジン・ショップなどが時間制限の法律に反して大盛況となった。そうしたなかで、一家の主がトランプの賭け事で一週間の稼ぎをすってしまうことも日常茶飯事であった。とりわけ飲酒の習慣は貧民だけでなく、上流階級や聖職者にも広く浸透し、週に二度は飲み騒ぐことが常であった。また、庶民の酒場に出入りするのは大人ばかりでなく、時には子どもたちも含まれており、泥酔して歩行が困難になるような有り様でもあった<sup>[15]</sup>。同様の光景は、18世紀の末に治安判事のパトリック・カフーン（Colquhoun, Patrick, 1745-1820）による小冊子『パブに関する所見と事例（*Observation and Facts Relative to Public Houses*）』（1794年）でも伝えられている<sup>[16]</sup>。それゆえ、マンクは貧民の節約心を促す提案に「自身のことをよくよく観察し、節約の重要性を見出そうとしなければ、彼らが自身に関わるより良い模範（example of their betters）を発見していくのに、たいていは助けにはならない」（89頁）と厳格な視線を注いでいたと推察される。こうした貧民の実情を見つめるマンクの目には、勤勉な者への報奨として栄誉記章を授与する提案も「貧民を上品にするのではなく、かえって嘲笑する羽目になることを大いに恐れている」（94頁）として、疑念を抱くものと映っていたのであろう。

もちろん、マンクの目には貧民こそ「誤った政策の犠牲者」（84頁）であると映じ、「現行の制度が修正され、縮小されなければならないことは、貧民にとっても社会の残りの人びとと同じくらいの関心」〔角括弧は著者による〕（86頁）であることにも心を砕いていた。それゆえ、彼が救貧法案を逐条的に検討するにあたっては、「貧民に有益か否か」という点もまた重要な判断材料となっていた。その際、マンクが注視したのは救貧院での救済、およびそれを原則としたナッチブル法（1722年）であった。同法は、17世紀後半に貧民の労働を現実的な利益となるよう活用することを求めた「貧民の有利な雇用」論を拠り所として、救貧院を労働可能な貧民の雇用の場とするも、その一方では労働不能な貧民の救済施設と位置付けてもいた。その真の目的は、物乞いの減少や救貧税の低下などの救援抑制にあった。しかし当初



こそ首尾よく実施されたものの、救貧院は次第に無能な貧民のための単なる収容所と化していった。実際、救貧院に収容された貧民の内訳は孤児や捨て子、老人、慢性的な病人、狂人、急病患者、私生児の妊婦、売春婦の性病患者などであり、彼らの健康状態や精神的な向上は一切顧みられなかったとされている<sup>[17]</sup>。こうした事情をも勘合しながら、マンクは救貧院のなかで「老若男女を問わず同じようにみなし、善良な者も悪質な者も処遇の区別をほぼ、あるいは全くしないまま一緒くたにしてしまえば」(83頁)、全般に好ましくない影響をもたらすに違いないと危惧し、救済のあり方を強く批判した。そうした上で、マンクは「老齢、疾病、および虚弱により困窮したり、無能力であったりする者や、孤児たち、生存のために母とともにあちら〔救貧院〕に向かうことを余儀なくされる子どもたちを除いては、救貧院に送り込まない」〔角括弧は筆者による〕(85頁)ことを推奨している。したがって、マンクはナッチブル法の大部分を廃止する提案に「貧民の愉楽にとって非常に重要なもの」(94頁)として高く評価していたと小括できる。しかも代わりに、彼は自宅での救済(院外救済)を推奨したのであるけれども、その根拠として「家族の扶養や楽しみがあり、血縁や親愛の情の結びつきがあり、おそらく情け深い神が最も愛すべきものをお創りになられたという一点の曇りもない喜びを味わう」(83頁)ことのできる唯一の場所であることを挙げるなど、貧民の生活環境への配慮を示していた<sup>[18]</sup>。だからこそ、貧民の悲惨な住宅事情から、貧民用の小家屋の増設を企図するウィットブレッドの提案をマンクは重要視していたのである。かくして彼は、小家屋の増設が予防的妨げの効果を故意に弱めるとして痛烈に批判したマルサスとは対称的に、「貧民の健康や住居に対する情け深い配慮」(94頁)があるとして大いに賛同したのであった<sup>[19]</sup>。加えて、居住法を緩和する提案に不十分との判断を下し、教区民が「極めて容易に往来し、居住権をほぼ共有すること」(91頁)を発案しているのも「友人や縁者から引き離すことをしないまま、被救恤民の愉楽を増進する」(90頁)ことを期待したからであった。

このように、マンクはマルサスの人口原理に賛同しながらも、マルサスよりも貧民の実情をいっそう強く意識しながら救貧法案を検証しようとしていたと言えよう。興味深いことは、こうしたマンクの視点が、同年に人口原理や救貧法に関して正反対の立場から、小冊子『ウィットブレッド氏の救貧法案およびイングランドの人口に関する考察 (*Observations on Mr. Whitbread's Poor Bill, and on the population of England*)』(1807年)<sup>[20]</sup>を刊行し、救貧法案を検証しようとしたウェイルランドの視点との類似を確認できることである。なるほど、マンクは現状での社会の害悪を「過剰人口の兆しがある」(81頁)ことに見出し、その作用を加速させるもの

として救貧法を批判した。これに対し、ウェイランドの方は救貧法が「過剰人口や悲惨、貧困による早期の犠牲」をもたらしてはならず、むしろ現在の人口は過去のそれよりも少ない状態にあるとしてマルサスの救貧法論を批判し、一貫して救貧法の存続を支持したのであり、マンクとは見解を異にしていた。しかしその傍らで、ウェイランドは治安判事の立場から貧民の実情に厳格な視線を送っていたのである<sup>[21]</sup>。

ウェイランドはウィットブレッドが呈した全国教育制度の提案を検証する際、その重要性を十分に認識しながらも、「法案のこの部分だけでも達成できたのならば、……わが国に最も重要な恩恵をもたらしてくれる」<sup>[22]</sup>と絶賛したマルサスほど歓迎しはしなかった。彼は教育、とりわけ書法や算術などの一般教育が「最も下品な肉体労働で生計を立てなければならない人びとにどの程度、自らの定めに満足させ、幸福にするか。またその結果、どの程度、彼らを社会のより善良な構成員にさせると考えるのか」と問いただし、貧民の実情に適うものかどうかを慎重に見極めようとしていたのである<sup>[23]</sup>。同じく、マンクも貧民のための教育が救貧法改革を進めるための「最たる布石」とみなしながらも、単に始めただけで即座に洗練されたものにはならないことに着目していたのである（85頁）。

また、ウェイランドは過剰人口の可能性を否定しながらも、自身が「勤勉で良く働く家長のあいだでの人口の増加に加担している」<sup>[24]</sup>ことを打ち明けており、人口の増加を無条件に容認していなかった。一方、マンクにしてもやみくもに人口の増加を批判したわけではない。彼は「有徳で健康な人類（race）を確保する最良の方法として広く結婚を奨励することと、この方法により特定の階級、困窮貧民に結婚を喚起し、その結果として物乞いや依存する者ばかりの人類を国家に押しつけることとは全く別の問題」（81頁）と捉え、勤勉な人口の増加を希求していたのである<sup>[25]</sup>。すなわち、マンクとウェイランドは人口原理や救貧法に対する見解を異にしながらも、救貧法案を介し、貧民の実情に適した救貧法制度に修正するとともに、貧民を区別した上で、勤勉な者を増加させようとするウィットブレッドの改革の方向性を共有していた<sup>[26]</sup>。もっとも、マルサスは『人口論』の第三版（1806年）で付した附録のなかで、「健康で有徳かつ、幸福な人口（a healthy, virtuous, and happy population）」の緩やかな増加を望んでいたことを明らかにしている<sup>[27]</sup>、救貧法案をめぐる論争の基盤として、マルサスの思想が重要な役割を演じていたと考えられる。

『考察』は刊行した翌月に『マンスリー・レビュー（*The Monthly Review*）』で書評が掲載された。この記事においては、同時期に出版されたトマス・バーナード（Bernard, Thomas, 2nd Baronet, 1750-1818）の『ダラム主教閣下宛ての書簡（*A let-*

ter to the Hon. and Rt. Rev. the Lord Bishop of Durham)』(1807年4月)と比較された。その上で、『考察』での「ウィットブレッド氏の法案に関する論評は思慮分別のあるものであるけれども、……十分なものではない。」<sup>[28]</sup>との評価が下されている。しかし、この書評もマンクが救貧法案のうちの教育や院外救済に触れたことを若干言及するにとどまっていて、必ずしも十分なものではなかった。また、翌年にジェームズ・ウィリス (Willis, James) により刊行された『イングランドの救貧法に関して (On the poor laws of England)』(1808年)のなかでも、当時の救貧法に関わる主要な著作として、マルサスやウィットブレッド、ウェイランドらとともに、マンクの『考察』が取り上げられており<sup>[29]</sup>、決して等閑視できない著作の一つとみなされていたと想定できる。ゆえに、ここに『考察』の全容を明らかにすることは、当時の救貧法をめぐる論争を明らかにしていく過程においても、また、論争におけるマルサスの思想的な影響を浮き彫りにしていく上でも有意義であると考えられよう<sup>[30]</sup>。

なお、本訳はまず田中が訳出し、柳田はこの下訳の全体にわたって子細に点検、添削を施した末に完訳された。それゆえ、この小訳に見出されるありうべき過誤、誤訳等の一切の責は柳田にある。

## 注

[1] 救貧法案は下院の演説を経て、『1807年2月19日 木曜日、下院で報告した救貧法に関する演説の要旨、附録を伴って。[Whitbread, Samuel, *Substance of a speech on the poor laws: delivered in the House of Commons, on Thursday, February 19, 1807. With an appendix*]]

(1807年) [柳田芳伸・田中育久男訳「ウィットブレッドの救貧法に関する演説」『長崎県立大学経済学部論集』第49巻第3号、2015年、49～136頁。]として刊行された。

[2] Whitbread (1807) *Ibid.*, p.10. [柳田・田中 (2015年) 前掲訳、66頁]

[3] Patricia, James, *Population Malthus: his life and times*, Routledge & Kegan Paul, 1979, p.137.

[4] ウィットブレッドは救貧法案において、自身の最終目標として「適切な手段を講ずることによって、救貧法が将来には無用な存在になる」ことにあると述べており [Whitbread (1807) *op.cit.*, p.21. [柳田・田中 (2015年) 前掲訳、73頁]]、救貧法に依存することなく自立した生活を送れる勤勉な労働者の育成を最重要視していた。

ウィットブレッドは救貧法案を發議する際、貧民の区分(勤勉な者と怠惰な者)を前提に、貧民の道徳的な改善には「依存的な貧困の格を下げ、常に自立した勤労ほど望ましい状態はない」とする貧民の劣等処遇の必要を強調した [Whitbread (1807) *op.cit.*, p.22. [柳田・田中 (2015年) 前掲訳、73頁]]。また、課税対象を従来の土地に加え、個人財産にも広げることを図った税負担の公平化の提案はグレート・ブリテン全体への適用を図ったものであり

[Whitbread (1807) *op. cit.*, pp.57-70. [柳田・田中（2015年）前掲訳、95～103頁]]、地方分権的な救貧行政から中央集権的なそれへの転向を意図していた[救貧法案については、長谷川貴彦『イギリス福祉国家の歴史的源流——近世・近代転換期の間団体』東京大学出版会、2014年、219～222頁も参照。救貧法の変遷に関しては、小山路男『イギリス救貧法史論』日本評論社、1962年を参照]。

[5] マルサスの『書簡』（1807年3月27日付）が差し出されてから、10日ほどたった4月5日付で、ウィットブレッドもマルサスに宛て返信している。マルサスとウィットブレッドの書簡でのやり取りに関しては、田中育久男「救貧法改革におけるウィットブレッドとマルサスの交流」柳田芳伸・山崎好裕編著『マルサス書簡のなかの知的交流——未邦訳資料と思索の軌跡』昭和堂、2016年、59～90頁を参照。

[6] ウェイランドによる救貧法案の検証とマルサスの思想との関連は、田中育久男「救貧法改革におけるウェイランドとマルサス」柳田芳伸・姫野順一編著『知的源泉としてのマルサス人口論——ヴィクトリア朝社会思想史の一断面』昭和堂、2019年、65～95頁を参照。

[7] マンクの略伝は、*The House of Commons, 1820-1832*, ed., by D.R. Fisher, 7 vols, published for the History of Parliament Trust by Cambridge University Press, 2009, vol.6, pp 407-416、および *The Gentleman's Magazine and Historical Chronicle* ed., by Sirlvanus Urban, William Piker, 1835, vol.3, p.433を参照。しかし、マンク家の系譜には判然としない部分（とりわけマンクの曾祖父にあたるヘンリーの子どもの数や出生順など）がある。ここでは主として *A Genealogical and Heraldic History of the Commoners of Great Britain and Ireland Enjoying Territorial Possessions Or High Official Rank, But Uninvested with Heritable Honours*, ed., by John Burke, 4 vols, published for Henry Colburn, 1838, vol.4, pp.181-182. に依拠している。

[8] アルベマール公爵ジョージ・マンク (Monck, George, 1st Duke of Albemarle, 1608-1670) : デヴォン州の準男爵トマス・マンクの次男として生まれ、軍人となった。1625年に初代バッキンガム公爵ジョージ・ヴィリアーズ (Villiers, George, 1st Duke of Buckingham, 1592-1628) によるカディス遠征に加わり、ついで1639年にはスコットランドで勃発した主教戦争 (Bishops' Wars) に従軍し、チャールズ I 世を援護した。その後、1642年にアイルランドの反乱の鎮圧に赴くも、ピューリタン革命の最中の1643年に帰国し、国王軍将校となる。しかし、敵対するトマス・フェアファックス (Fairfax, Thomas, 1612-1671) に敗れ、二年間の獄中生活を余儀なくされる。釈放後は旧敵オリヴァ・クロムウェル (Cromwell, Oliver, 1599-1658) に才能を見込まれ、アイルランドやスコットランドの遠征で手腕を振るった。また、1652、66～67年のイギリス・オランダ戦争で海軍司令官として活躍した。その間、チャールズ皇太子 (のちのチャールズ II 世) と連携し、王政復古に尽力した。その功績から「アルベマール公爵 (Duke of Albemarle)」に叙され、最高司令官などの要職に任ぜられた [松村赴・富田寅男編『英米史辞典』研究社、2000年、480～481頁]。

[9] この選挙の結果は、首位のマンクが418票、第二位の C・F・パルマーが399票、第三位のウェイランドが394票と接戦であった [Urban (1835) *op. cit.*, p.433.]。当時のウェイランドはバーク州のホーソンヒルに居住しており、治安判事を務めていた頃であった。その後、ウェイランドは1830年にウィルト州ハインドンの選挙区から再出馬し、1832年まで下院議員を務めた [柳田・姫野 (2019年) 前掲書、68～69頁]。

[10] Urban (1835) *op. cit.*, p.433.

[11] 救貧法案は、提出後の4日目(2月23日)に開かれた審議に出席したモリス議員より「現

法案を分割し、教育に関係した法案にするならば、反対しない」との見解が表明された。これを受け、4月13日の審議で3分割（①貧民基金、②地方税、③教育その他）、4月17日の審議で4分割（①教育、②被救済者の住居、③教区基金、④地方税）して検討することが決められた。その後、4月24日の審議では4つのうち、①教育のみが審議されることとなった。しかし、この教育案も8月11日の審議で廃案にされた〔松井一磨『イギリス国民教育に関わる国家関与の構造』東北大学出版会、2008年、101～106頁を参照〕。

上記のようにマンクの『考察』が刊行された時期は、救貧法案が新たな段階に入ろうとしていた頃であった。マンクは、救貧法案で示された居住権の提案に関する所見を述べる際、「この法案は居住権や退去に関わるこうした低俗な問題には干渉せず、貧民の教育や管理、および救済といったいっそう重大な目的に絞り込まれるかもしれない。上記の諸条項が当を得ていると考えられる場合には、別の法案の課題となろう。」(92頁)と述べている。それゆえ、マンクも救貧法案の審議の方針と同じ見解を有していたといえよう。

[12] Fisher (2009) *op. cit.* p.408.

[13] Poynter, John Riddoch, *Society and Pauperism: English ideas on poor relief, 1795-1834*, Routledge & K. Paul, University of Toronto Press, 1969, p. 213. ;Rapp, Dean, *Samuel Whitbread (1764-1815) : A Social and Political Study*, Garland Publishing, 1987, p.222.

[14] Malthus, Thomas Robert, *A Letter to Samuel Whitbread, Esq. M.P. on his proposed bill for the amendment of the poor laws*, Introduction to Malthus, 1807, ed., by D.V.Glass, Watts, 1953, p.203. [田中育久男訳「1807年3月27日付のマルサスからウィットブレッド宛ての書簡」柳田・山崎（2016年）前掲書、220頁。]

[15] 川北稔編著『「非労働時間」の生活史——英国風ライフ・スタイルの誕生』リプロポート、1987年、48～50頁を参照。たとえば、1810年頃のロンドンの植字工の家計は以下のようであった。パンと小麦粉（20ポンド）6シリング9 $\frac{1}{4}$ ペンス、肉（14ポンド）10シリング6ペンス、バター（2ポンド）2シリング8ペンス、チーズ（1ポンド）11シリング、黒ビール（1日3パイント [およそ9合]）1シリング9ペンス、紅茶（ $\frac{1}{4}$ ポンド）1シリング9ペンス、砂糖1シリング6ペンス、野菜7ペンス、ミルク6ペンス、胡椒・塩・酢その他6シリング、家賃（週）6シリング、ろうそく（1.5ポンド）1シリング7 $\frac{1}{2}$ ペンス、石炭（1ブッシェル）1シリング9ペンス、石鹼・デンプン・青色染料4シリング、衣服・靴・修理代4シリング、教育費・本代1シリング6ペンス、共済組合費10シリング、合計2ポンド7シリング6 $\frac{1}{4}$ ペンスであった。当時の平均週給が1ポンド19シリング2 $\frac{1}{2}$ ペンスであったとされるので、支出が収入を上回っていたことがわかる〔荒井政治「白いパンと一杯の紅茶」角山榮・川北稔編著『路地裏の大英帝国——イギリス都市生活史』平凡社、1982年、65頁〕。しかし友松が指摘するように、当時の週給として37シリング6ペンス（1ポンド17シリング6ペンス）から40シリング9ペンス（2ポンド9ペンス）は熟練労働者のなかでも最高の賃金水準であったとされる〔友松憲彦『近代イギリスの日用品流通——19世紀ロンドンの労働者生活』晃洋書房、2016年、14～15頁〕。そのため実際には多くの労働者がこの賃金水準以下で家計を賅っていたと目される。

他方、バーネットは農業労働者の生活状況について、1843年の救貧法委員会の報告を手がかりにしなが、42歳の農業労働者ロバート・クリック（Robert Crick）の暮らしに触れている。クリックは妻（40歳）、長男（12歳）、次男（11歳）、三男（8歳）、長女（6歳）、四男（4歳）の七人家族で、収入（週）は自身が9シリング、妻が9ペンス、長男が2シリング、次男と三男がそれぞれ1シリングの合計13シリング9ペンスであった。これに対し、

支出（週）はパン9シリング、ジャガイモ1シリング、地代1シリング2ペンス、紅茶2ペンス、砂糖 $3\frac{1}{2}$ ペンス、スープ3ペンス、青色染料 $\frac{1}{2}$ ペンス、縫い糸など2ペンス、ろうそく3ペンス、塩 $\frac{1}{2}$ ペンス、炭と薪9ペンス、バター $4\frac{1}{2}$ ペンス、チーズ3ペンスで合計13シリング9ペンスとなり、毎日の暮らしだけで精一杯の状況にあった。そればかりか、妻や子どもの稼ぎも生活をやりくりするために不可欠であった [Burnet, John, *Plenty and want : a social history of food in England from 1815 to the present day*, Scolar Press, 1979, p.45. ]。

マンクの居住したバーク州については、デヴィッド・デイヴィス (Davies, David, 1742-1819) が1795年にバーカム教区に住む六つの家族の家計を対象に分析している。それによれば、週給が夫婦で9シリングから8シリング6ペンス、年取で22ポンドから23ポンドであったのに対し、家賃や燃料、衣服、出産に伴う費用など年間総支出が24ポンドから30ポンドであったとされるので、家計は常に赤字であった [吉尾清『社会保障の原点を求めて——イギリス救貧法・貧民問題（18世紀末～19世紀半頃）』関西学院大学出版会、2008年、114～115頁]。ちなみに、ウィットブレッドはデイヴィスの調査を称賛し、最低賃金法案（1796年）を提出した際、デイヴィスに法案に対する評価を求める書簡を送っていた。これに対し、デイヴィスは法案を支持する旨の返信を送ったが、結果的に法案は廃案にされた [吉尾（2008年）前掲書、127頁、注17]。

[16] カフーンはこの小冊子のなかで「パブには夫だけでなく、妻や年端もいかない子どもまでもが入り浸っていた」事実を明らかにしており、「子どもたちの教育はここで始まり、ここで終わる」ことを危惧していた [林田敏子「富と国家——パトリック・カフーンと18、19世紀転換期イギリス社会」『撰大人文学』11号、2003年、18～19頁を参照]。

[17] 小山（1962年）前掲書、106頁、森下宏美『マルサス人口論争と改革の時代』日本経済評論社、2001年、19～21頁を参照。

[18] マンクが院外救済を推奨する際には、「救済を受ける者にいっそう望ましいだけでなく、救済を行う者の負担も軽くする」（85頁）とみており、費用の問題への配慮も欠かさなかった。この点に関しては、ウェイランドも言及している。ウェイランドは『救貧法の政策、慈愛、過去の諸効果に関する小研究（*A Short inquiry into the policy, humanity, and past effects of the Poor Laws*）』（1807年）において、救貧院で扶養される貧民にかかる費用が週5シリングに対し、老齢の男女は院外でも週3シリングで手厚く扶養されうることが明白であり、老齢者の院外救済を推奨した。また、貧民が救貧院に入らず、親戚と暮らす場合、愉快や朗らかな家族のつながりをもたらす可能性も示唆していた [Weyland (1807) *op.cit.*, pp.176-178. ]。他方、ウィットブレッドも救貧院を「貧民のありとあらゆるつながりを断ち切り、彼らを親族や友人から引き離し、老齢者からこの上ない安らぎを奪い、若者を最悪の見せしめの影響にさらす」 [Whitbread (1807) *op.cit.*, p.84. [柳田・田中（2015年）前掲訳、112頁]] として批判的に理解していた。

[19] マルサスは『人口論』の第二版（1803年）以降、「住居獲得の難しさ」が人口の予防的妨げの一つであり、救貧法の悪影響を抑制することにもつなげられるとして重視し、救貧法案を検証した『書簡』においてもその姿勢を崩すことはなかった [Malthus (1953) *op.cit.*, pp.192-201. [柳田・山崎（2016年）前掲書、213頁]]。他方、ウィットブレッドは救貧法案を提出する段階ですでにこのマルサスの主張を察知していたけれども、貧民の悲惨な住宅事情を考慮し、貧民用の小家屋の増設の提案に踏み切ったのであった [Whitbread (1807) *op.cit.*, p.79. [柳田・田中（2015年）前掲訳、107頁]]。マンクはマルサスの人口原理に賛同する一方、貧民の実情に即したウィットブレッドの提案を容認してもいたとみられる。

しかし、貧民の住宅は救貧法案が提出された後も改善されないままであった。アークルが指摘するように、貧民の住宅事情の詳細は、家屋の数を初めて調査した1891年の国勢調査まで待たなければならない。この調査により、一部屋につき二人以上の割合で暮らしている人びとが全イギリス人の10分の1以上であったことが明らかとなり、三部屋つきの一軒家に少なくとも七人が暮らしていた。ロンドンなどの都市部ではさらに過密状態であり、劣悪な環境を強いられていた[U・T・Jアークル(松村昌家、森道子ほか訳)『イギリスの社会と文化200年のあゆみ』英宝社、2002年、80～81頁]。

労働者の住宅は通常、背中合わせの長屋住宅であり、一方の側は路地裏に面していたので、日当たりも風通しも良くなかった。たとえば、炭鉱町のストックトンの労働住宅は二階建ての建物で、各階は一部屋ずつで成り立っていた。部屋の大きさは六畳ほどの大きさであり、一つのベッドで四人が寝ていたとされる。長屋の中央には住民全員が利用する共同トイレが一つあった。しかし、水洗ではないために悪臭が長屋中に立ち込め、窓を閉め切ったり、鍵穴をふさいだりして防臭に努めなければならなかった。

他方、ランカ州やヨーク州などの工業都市では地下室での暮らしをする者も多かった。それは、産業革命初期に手織り工により織機を置く作業場として使われていた地下室が、力織機の台頭とともに不要となり、代わりに住宅難にあえぐ労働者の住処として開放されたためであった。しかし地下室の場合、明かりがない上に水はけが悪く、喚起もできなかったため、衛生環境としては長屋住宅よりもいっそうひどいものであった[角山榮『生活の世界歴史10 産業革命と民衆』、河出書房新社、1975年、171～173頁]。とはいえ、地下室や厚い石壁がなければ、食料を冷やすことができないうために、ハエや結核菌がはびこり、常に疫病と隣り合わせの暮らしを強いられていた[アークル(2002年)前掲訳、81頁]。

こうした劣悪な住宅環境は、アイルランドやスコットランドでも同様であった。アイルランドの多数の労働者は、1830年代以降も窓が開かず仕切りのない粘土小屋に過密状態になって暮らしており、スコットランドも藁葺きの粗末な家での生活を余儀なくされていた。

先述のようにマルサスは「住居の獲得の難しさ」を予防的妨げの一つと捉えていた。しかしながら、上記のような貧民の生活環境を全く黙視していたわけではない。柳田が詳細に明らかにしているように、マルサスは『人口論』において、貧民の大半が年価値5ポンド以下の「小さな不潔な家」に群がっていたことも、イングランドやスコットランド、アイルランド各地の人びとの暮らしが不健康であった事情も見すごさなかった。さらに、「家屋の間数と通風の増加改善」や「良好な家屋の建設」の必要さえも自覚していた。後にマルサスは『経済学原理』(1820年)において、住生活の「愉楽の標準」の上昇による下層階級の健康の増進を展望することとなった[柳田芳伸『マルサス勤労階級論の展開——近代イングランドの社会・経済の分析を通して』昭和堂、増補版、2005年、92～93頁]。

[20] ウェイランドの小冊子の刊行時期は、刊行年が1807年であること以外には明らかにされていない。しかし、いくつかの手がかりから、ある程度、時期を特定できる。すなわち、一つは小冊子の検討対象が救貧法案のみならず、救貧法案を分割して審議された教区学校法案(1807年7月13日～8月11日)にまで及んでいること、もう一つは、定期刊行物『クリスチャン・オブザーバー(Christian Observer)』(1807年7月)の記事のなかで小冊子を取り上げられていることである。これらの事実から、刊行時期は1807年7月頃であったと察せられる[柳田・姫野(2019年)前掲書、76頁]。

[21] ウェイランドはこの小冊子のなかで、下層の人びとが「慎重をもって結婚するのに十分な蓄えをするまで独身を維持するという見通しよりも、結婚生活に伴う見通しにまかせて、

その生活の愉楽」を選んできた存在とみなしていた。それゆえ、ウィットブレッドが発した教育や貧民基金などの提案によっても、彼らの道徳的な改善や自立を即時にもたらすとは考えていなかった [柳田・姫野（2019年）前掲書、78～79頁]。

[22] Malthus (1953) *op. cit.*, p.191 [柳田・山崎（2016年）、前掲書、213頁。]

[23] Weyland, John, *Observations on Mr. Whitbread's Poor Bill, and on the population of England: intended as a supplement to A Short inquiry into the policy, humanity, and past effects of the Poor Laws &c.*, 1807, p.28. [柳田芳伸・田中育久男訳「ウェイランドの救貧法に関する考察」『長崎県立大学論集（経営学部・地域創造学部）』第51巻第3号、2017年、135頁。]

[24] Weyland (1807) *Ibid.*, pp.53-54. [柳田・田中（2017年）前掲訳、147頁。]

[25] マンクは『考察』を刊行してから五年後の1812年、レディングの救貧院で救済される者の上着に「M.P (Monck's Poor)」の文字を縫い付けさせ、貧民の区別を試みており、ウィットブレッドの救貧法案の実践に取り組んだ [Fisher (2009) *op. cit.*, p.408.]。

[26] ウィットブレッドはマルサス宛の返信の書簡で、マルサスが人口を意図的に増やす恐れがあると批判した「小家屋の増設」の提案に対し「生活手段を十分に持って生活する人びとの住居のためにより多くの空間を提供」することを意図したことを明らかにしており、救済対象を選別した救済を想定していた [柳田・山崎（2016年）前掲書、79～80頁]。

[27] Malthus, Thomas Robert, *An Essay on the Principle of Population; or, A View of its Past and Present Effects on Human Happiness; with an Inquiry into Our Prospects Respecting the Future Removal or Mitigation of the Evils which it Occasions, The Version Published in 1803, with the variora of 1806, 1807, 1817, 1826*, ed., by Patricia James, 2 vols, Cambridge University Press, 1989, II, p.206. [吉田秀夫『各版対照人口論』IV、春秋社、1948～49年、210～211頁。] 柳田芳伸「マルサス理論と労働者」竹本洋『経済学の古典的世界』昭和堂、1986年、179頁、柳田芳伸「序言」『マルサス人口論事典』昭和堂、2016年、i頁を参照。

[28] *The Monthly Review*, 1807, vol.53, p.218.

[29] Willis, James, *On the poor laws of England*, 1808, pp.41-43.

[30] 1820年に下院議員となったマンクは1821年5月8日にさっそく救貧法の廃止を説き、これに関わる地方税の廃止も求めた。さらに7月2日には救貧法を「最小の費用で最大の労働量が得られる巧妙な装置」であると非難したけれども、その一方では、実際のところ同法の廃止は困難なことであることも認めた。以後、マンクはアイルランドの貧民の事情も鑑みながら、救貧法への見解を変化させていくことになる。

1825年5月22日、マンクは救貧法がなければ、イングランドの貧民は冬のあいだ、アイルランドで同じ状況におかれた者たちと同様、きわめて横暴になるであろうとの見通しを立て、これまでの自身の救貧法に関する見解を修正することを打ち明けた。ついで翌年には、アイルランドに救貧法制度を導入することを強く支持し、アイルランドの教区会に対し救済目的で各教区に課税する権限を与える試みにも賛同した。そして、下院議員としての最後の年（1830年）の4月に至り、マンクは自身の救貧法に関する見解を総括するような発言を行っている。すなわち、彼は救貧法制度が「地上に実におびただしく増殖し、職にありつけず、乱暴で、この上なく不快な人口をもたらした」ことは否めないけれども、イングランドにおける労働可能な者たちの救済を拒否することは良いことではなく、また、アイルランドの貧民の悲惨な状況から、同地への救貧法の導入を強く推奨することを述懐した。こうしてマンクは下院議員として救貧行政の実態や貧民の状況に接したことにより、『考察』での救貧法に関する見解を修正したのであった [Fisher (2009) *op. cit.*, pp.407-416.]。



実際、アイルランドではマンクがこの世を去った四年後の1838年、救貧法が導入された。アイルランド救貧法はイングランドの新救貧法（1834年）をほぼ踏襲したものであり、1854年に発生するアイルランド大飢饉に直面するまで、院外救済の制限や中央集権化などの基本原則をイングランドよりも厳格に順守して運営していた〔高神信一「政府の救済策」勝田俊輔・高神信一編著『アイルランド大飢饉——ジャガイモ・「ジェノサイド」・ジョンブル』2016年、刀水書房、121～139頁、森下宏美「大飢饉下におけるアイルランド救貧法論争——スクロウプ、シーニア、ミル」、柳田・姫野（2019年）前掲書、96～117頁、柳田芳伸・田中育久男「英米における救貧法の略史」『長崎県立大学論集（経営学部・地域創造学部）』第52巻、第3・4号、65～86頁などを参照〕。

他方、マルサスも『人口論』第三版の附録のなかで、救貧法に有害な作用があることを認めながらも、より注意深く考察すれば「人口の増加を大いに刺激するとは断定的に言うつもりはない」として、救貧法が人口を助長するという自身の見解を修正している。また、第四版（1807年）では上記が「事実ならば、本書で主張した救貧法に対する反対論のいくつかは削除される」と加筆しており、自身の救貧法論の変更を言明した〔Malthus(1989), *op. cit.*, II, p.226.〔吉田（1948～1949年）前掲訳Ⅳ、247～248頁〕〕。さらにこの前後に刊行された『書簡』においても、ウィットブレッドの救貧法案を概して、英国の救貧法制度の改善を計画したものと好意的に受けとめた〔Malthus (1953) *op.cit.*, p.204.〔柳田・山崎（2016年）前掲書、220頁〕〕。このようにマルサスがほぼ同じ時期に救貧法にひととき関心を寄せた背景の一つには、救貧法案をめぐる論争があったと推察できるが、マルサスの『人口論』の第三版と第四版の異同に関しては、さらに慎重な検討を行う必要がある。

マルサスの救貧法論の変遷は、渡会勝義「マルサスの経済思想における貧困問題」『Study Series』38、一橋大学古典史料センター、1997年を参照。近年では、柳沢がマルサスを救貧法改革論者と位置付け、従来の救貧法廃止論者の代表とみなしてきた通説に修正を迫っている。また、マルサスは『人口論』の第二版から多子家族への児童手当を推奨するなど、家族を保護する目的を有する救貧手当を支持しており、マルサスの救貧法論を「家族」との関連で検討する必要があることを強調している〔柳沢哲哉「マルサス『人口論』における救貧法批判の論理」『マルサス学会年報』第24号、2015年、および柳沢哲哉「マルサスにおける家族と救貧法」柳田・姫野（2019年）前掲書、40～64頁を参照〕。

ジョン・パークリー・マンク『救貧法制度に関する一般的な考察、ウィットブレッド氏の法案に関わる短評と註解を伴って』1807年、pp. 44.

#### 凡 例

1. 原文の丸括弧（ ）は、訳文でもそのまま表記している。
2. 原文のイタリック部は傍点、ダブルクォーテーション部は鉤括弧「 」で示している。
3. 読者が通読される上での便を図るために、訳者は適所で角括弧〔 〕を用いて補っている。したがって角括弧内の補記は訳者によるものである。
4. 訳注は、亀甲括弧〔 〕に通し番号を記入し、適切な個所に付している。

#### 前書き

病に臥せっている折に小閑に恵まれ、救貧法を改善に導く可能性のある計画があれこれと思い浮かび、近年この問題に関して言われたり、書かれたりしてきた多くのことを少しばかり道標にしようと心掛けてみた。この小冊子の主たる目的は、[救貧法のことを] より深く調べようとする時間も意向も持ち合わせていない読者たちのために、救貧法の性質と実施、そして同法の改正をめぐり、いまだ議会で決めかねている法案の利点（merit）にささやかな見通し（insight）を差し示すことにある。——この問題は、とてつもなく大きな重要性を有している。それは絶えず公衆に提起され、多かれ少なかれ各個人にも影響を与え、まさに巨額といえる支出に関わっており、さらにわが国の権力や繁栄に直結する多くの考察を含んでいるものである。この議論を進めるにあたり、私は何ら新たな[事実を] 開示するわけでも、真新しい見解を呈するわけでもない。また、[この議論を取り上げることが] 有益なことであり、あらゆる人びとに向け、ある簡潔かつ明瞭な方法でこれまで進められてきた、あるいは進めようと提案された諸策によってもたらされうる結果を示そうとするほかに、私には他意がないことを申し上げておく。

ジョン・パークリー・マンク

1807年4月

## 目次

第一章 救貧法制度が誤ったものであり、貧困を防ぐどころか助長する傾向があること

第二章 救貧法が招いた悪影響に関わる若干の考察と例示

第三章 たとえ救貧法制度が有害であるとしても、即時に問題なく廃止することはできないにしろ、緊急の改革が必要である。改革——すなわち、唯一の抜本的な矯正法である〔救貧法の〕廃止に向けて段階を踏むことが不可欠である。

第四章 ウィットブレッド氏の救貧法案に関わる短評と註解

結論

## 第一章 救貧法制度が誤ったものであり、貧困を防ぐどころか助長する傾向があること

今さら貧民救済が施された段階的な経緯をたどるべくもない。言うまでもないことではあるけれども、現行の〔救貧法〕制度は、2世紀あまり前のエリザベス女王治世の最後の年〔1603年〕に源を発した<sup>〔1〕</sup>。その後、議会法により貧民監督官（overseers）が各教区（parish）に任命されることが規定された。そしてその任務は教区委員（churchwardens）と連携し、各教区における貧しく働くことのできない肢体不自由者、虚弱者、老齢者、視覚障害者、そのほかの者を救済すること、貧しい徒弟に手を差し伸べること、わが子を養うことのできない両親を持つ子どもたちを仕事に就かせること、さらに自活する手段がないか、生活するための通常の仕事や日雇いの労働に就かないすべての者を仕事に就かせること、その仕事に用いる資材や道具を購入すること、先の目的を実現するために〔教区の〕居住者全員に課税し、賃金を十分な金額にまで引き上げることが規定された。

皮相な観察者からすれば、上記の規定は正義や慈愛、政策と完全に一致すると思われるかもしれない。しかしながら、私はこの法案の立案者たちが採用した原理に満足に足る熟慮に欠いていたと確信する次第である。もしも、この立案者たちにわが国のいたるところにある大建築物（edifies）をじっくり眺めてもらおうと、今すぐに墓場から呼び戻し、救貧院（workhouses）やそこでの目を覆いたくなるような光景、貧民に関わる法律や明確な判例、彼らの〔生きた〕時代の全収入を上回る救貧税（poor's rate）、それに何より今もなお変わることなくあり続ける、いや当時よりもはるかに深刻に蔓延する貧困に説明を求めようと、かつまた、仮に上記の全てがあなた方の所業、たった一つの法案の所産なのだと告げたとすれば、彼らがひどく動揺するであろうということは優に想像がつく。時折、時を経たわが国の法の英知は、性急に始めたこと（hasty departure）により引き起こされる有害な結果を理由としてその名を馳せてきたとされている。この所見の真実は、現在の事例にはっきりと認められる。判例法（common law）の方針（policy）はこうした事柄に干渉することではなく、慈善を慈善として行わせることにあり、何の制限もなく十分とはいえない道徳的な義務を法的な義務に変えることではなく、貧民の欠乏（wants）を規定することにあった。この瞬間にこそまさしく、一定の社会秩序が乱されたのである。いかにこの議会の目的が受けの良いものであり、称賛に値するものであったにせよ、この立案者たちはすべての働き手に仕事（work）を見出し、

あらゆる人の口にできる限り早く殖やせる食物 (food) を見つけてやることを請け負うことが、まさに議会の限りない力の成しえることをはるかに凌駕することであったとは夢にも思わなかった。おびただしい数の貧民や失業者がいることが害悪であったのか？その救済策は明らかなように思われた。彼らは仕事を見つけ出し、扶助 (maintenance) を捜し出せと口にした。この種の論議は、ある国の記録したものを思い起こさせる。すなわち、その国の人びとはその大地がゾウに支えられ、また、そのゾウがカメに支えられていると信じたというものである。ごく平凡な人びとなら、そのカメがどう養われたのかなど問うはずもないように、この法案の制定者たちも、尋常とはいえない仕事を進めるのに必要な資本がいったいどのくらい創出されなければならないのか決して考えはしなかった。筆一本で書き記された議会法では、資本を作り出すことはできない。——救貧院に用いられうる資本は何であれ、国家の総資本から引き出されたものであり、総資本の一部にすぎないのである。それに、もしもその資本が [救貧院] に用いられることがなければ、そのほかの所に用いられることになるであろう。貧民を仕事に就かせるための材を購入しようと寄付で金銭をかき集めたとしても、産業の新たな源泉 (springs) が切り開かれるわけではなく、ある水路から別の水路へと流れ出るように水の流れを変更するにすぎない。

たとえば、わが国の救貧院のどれもこれもを工場 (manufactories) に建て直したとすると、その工場のうちのわずかな数だけが今もなお残存するに違いない。なぜなら、需要が供給に規制されても、供給が需要に規制されないと想定されえない限り、競合しあう工場は互いに干渉するに違いなく、相変わらず衰えない交易 (undiminished trade) により、ともに存続し、ともに繁栄することなどできないことが明白だからである。それゆえ、このように人為的に作り出された労働は、王国で共有される資本 (common stock) に [新たに] つけ加えられるわけではなく、ある地区 (quarter) から移動して別な地区へと送られるものにすぎない。この場合、労働の移動はあっても、実質的な増加はない。より身近となろう個別の事例を援用し、以下のような事例を考えてみよう。レース編み (lace-making) がどこかの町 (town) か教区において、自宅でそれぞれの手で作業を進めてきている。併せて、にわかにその地に大型の施設や少女学校 (girls' schools)、勤労学校 (schools of industry) が創設され、そこでレース編み [の方法] が教えられ、首尾よく遂行されるでしょう。——さて、この公的な施設の成功がもたらす結果はどのような命運となるだろうか？これまでレースを編んできた私的個人の利益を減少するだけではなく、こ

の事業を縮小することになりはしないか？何らかの商品がある場所から非常に潤沢に供給されたとしても、その〔商品の〕需要が停止のままであれば、ほかのどこであろうと、その肉体を徒勞に過ごし、またはけ口（market）のない商品を作り出す者はいないので、当然ながらその〔商品の〕供給を減らすことを含意している。疑う余地もなく、〔その商品の〕価格は下落し、〔それによって〕以前は〔その商品を〕買う余裕もなかったのに今回は買えるようになる人びとが多数出てくるので、〔その商品の〕需要は増大しよう。変わらず、同じ結果がもたらされるであろう。その事業で得られる賃金または利潤（profit）が、ほかの仕事や副業で通常得られる〔額〕よりも少ない〔額〕しか得られないと分かれば、多くの人びとは〔その事業を〕やめてしまうであろう。それゆえ、救貧院でつくり出された生業（trade）や、その救貧院に収容される貧民が満足のいくほど自活できるように運営されたという大げさな報告を耳にしたなら、私たちはその報告に惑わされないよう気を配らなければならない。私はこうした報告が誤っていると、誇張されているとか申し上げるつもりはない。しかしながら、この施設（institutions）により公衆が何らかの有利さ（advantage）を得てきたということは事実と反するとは申し上げる。この方法によりある教区は救済されるかもしれない。だが、今度は別のどこか〔の教区〕にとてつもない負担がふりかかるのである。この施設は部分的に考察すれば有益かもしれないけれども、広い視野にたって考察してみれば何の有益さもないのである。なるほど確かに、この施設にはたった一つだけ利点がある。それは、この施設が一様に採用されなかったことである。もしもこの施設が一様に採用されていたなら、わが国の救貧院はどれもこれも工場になったであろう。それゆえ、先ほど私はこのような対策をとった場合の帰結がいかなるものになるのかを明らかにしようと努めた。その際、その答えを少しばかり簡明なものにしたと私は確信している。すなわち、貧民は雇用されなければならないという簡潔な法律をもって、貧民に十分な雇用を施すことなど無謀なことだということである。また、その方向でのいかなる試みも、人目を欺き、あてにならないものであることが判然とするに違いない。私はこの問題に多くを語ってきた。それは、いっそう深く掘り下げた調査がなされないゆえに、往々にして誤解されがちな問題の一つに写っているからである。

ここでは、救貧法が貧困を取り除くのではなく、助長する傾向があることを明示することに努めたい。——貧民がほかの場所で仕事や食物にありつけない場合、その本人と子どもたちは公費で扶助される（maintained）ことになるという安心感を貧民に与えることで、あなた方は何の制限もかけることなく貧民の数の増殖（multi-

ply) を促すのである。一般的な格率 (general maxim) からすれば、人口を増進することほど無駄なことはない。それは、私が別な個所で十分に明示したと自負しているように、まるで追い風に乗ったような [心地] である。創造主 (Nature) はあらゆる創造物 (creature) に自らの子孫 (species) を繁殖させる (propagate) という実に強大な願いを吹き込まれた。それゆえに、創造物は過度な速さで増殖する可能性の方が、それほど大した数にならない可能性よりもはるかに大きい。実際、分別ある国家のいずれもが、結婚に関わるあらゆる制裁を放棄し結婚を奨励して、多子を抱える父 (結婚の状態に関する務めを忠実に果たした最良の例) に特別な偏愛 (favours) と栄誉を与えてきた。だがそれは、一部の人びとが想像するような人口を無理に増長するという観点からではなく、罪悪を矯正し、情欲を最も有益な (useful) 方向にかえさせるためであった。有名なローマ法であるユリア・ポッパエウス法 (Julia Poppaea) や三児権 (Jus trium liberum) <sup>(2)</sup> にこの傾向があることに関しては、解明を断念するつもりのないものであり、この議論の場に適うものであった。有徳で健康な人類 (race) を確保する最良の方法として広く結婚を奨励することと、この方法により特定の階級、困窮貧民 (necessitous poor) に結婚を喚起し、その結果として物乞いや依存する者ばかりの人類を国家に押しつけることは全く別の問題である。世間で知られた害悪がどこにあるのか [という問題] を詰めていけば、仕事を求める働き手が山のようにいることと、過剰人口 (overstocked population) の兆しがあることに尽きる。こうした状況の下で、貧民とその家族にある種の奨励 (bounty) [をすること] でその人数を増大させれば、間違いなくすでに飽和状態にあるものをさらにいっそう詰め込み、事態を良くするどころか悪くするにすぎない。——こうして増大した人びとはいずれも自活することができ、またそうしてきたのは事実であるけれども、その際、以下の選択肢のいずれかを取らざるをえなくなっていたに違いない。——こうした貧民たちは、扶助を得るために何らかの仕事あるいは手仕事に従事するよう強いられた。それゆえに先ほど明らかにしたように、そのほかの人びとを失業に追いこみ、欠乏に陥らせ、救済を求める必要 (necessity) を余儀なくしてきたか、もしくは貧民は何もせず、あるいは次の世代も何もしようとしないがゆえに、彼らは公衆に対する重荷 (dead weight) となり、不生産的な重荷 (unproductive charge) になっていくかのいずれかなのである。とはいえ、後者の場合にみられる害悪はここに留らない。こうした不生産的な貧民は自らも消費することで、あらゆる必需品の価格を吊り上げる。なかでも最も痛ましい (painful) 結末といえ、この貧民が原因で生じる食糧価格 (provisions price) の高騰や救貧税のために、額に汗して生計を立てることに満足

感を覚える品位あるつましい勤労である者、つまり社会の最も有益な構成員が不公平にも二重の苦しみを強いられることである。彼は自らが〔そうなることを〕望み、後に苦心して勝ち得た自立〔の状態〕から、公衆の施しを求める困窮者になり下がることを強いられるのである。また、彼は徳行（virtue）を捨て去るとともに、自尊心も捨て去るので、教区の帳簿〔に記載されるよう〕に仕向けられる怠惰な貧民の習慣を受け入れる。その上なおいっそう負担が重くのしかかるので、自身が自立するとすぐさま、その教区に他の貧民を連れてくる手助けをする。こうして教区の救貧院は貧困の吹き溜まり（abode）であるばかりか、周囲の全産業を吸収し、飲み込む竜巻（vortex）と化するのである。

この〔救貧法〕制度にみられる広範な浪費の影響が誇張とは思えないので、私が正しいと信じている数的な事実を挙示してみたい。その事実によれば、現在のところ、イングランドおよびウェールズの総人口のうち、100名につき12名、すなわちほぼ8分の1もの人口が救貧税により救済を受けている。エリザベス女王の時代に救貧税で救済された貧民の数がどのくらいであったかは知る術もない。だが、もしも私たちが救貧税の総額が増加したことから、貧民数の増大についての何らかの判断を下せるなら、まったく近年の内に貧民数は10倍に増大してきているのである。

## 第2章 救貧法が招いた悪影響に関わる若干の考察と例示

すでに私は救貧法〔の作用〕により蔓延した貧困に着目してきた。貧民がそれぞれ自身の属する教区〔の手を借りて〕自活するようになるとすぐに、ある教区に属する人間が別の教区に押し付けられないようにすることが重要となったか、もしくはそう思われた。早期にこの問題に何らかの配慮がなされていたのであれば、私が申し伝えることはない。だが王政復古（Restoration）の後、ほどなくして非常に厳格な法が可決された。その法は、2名の治安判事に対して、貧民監督官の申し立てに基づき、負担になりそうな人物であれば誰であれ、その人物が年価値10ポンド以下の賃借不動産（tenement）に住もうとやってきてから40日以内に、〔その人物が〕最後に法的な承認を得た居住地に送還することを許可した。この措置により、商品の自由な流通と同じくらい欠かせない労働の自由な流通が、王国のある地域とほかの地域との間で禁じられ、社会の労働階級（laborious class）はたまたま自分の居住した土地に緊縛された。数年後に証明書（certificates）が導入され、この事



態を緩和しようと試みられたことは事実である。しかし、教区吏員(parish officers)により付与されるこの証明書が正当[な理由]によるのではなく、えこ聾鼠(favour)によるもので、かつさまざまな形での支障が生じていたので、たいていの場合、意図した是正が常に達成できたとは限らなかったと思われよう。ある見方に立って、彼らの境遇は最悪のものにさせられた。なぜなら、この規制によって、教区吏員は自らの権限をもって貧しい労働者を保持したからであり、ある種の貧民の看守(gaoler)であったからである。この貧民が働き口(employment)を求めて別の教区に向かえば、証明書がないために送り返されたし、この貧民が自分の属する教区(home)でこの証明書を求めようとすれば、教区委員や貧民監督官の歓心(good pleasure)を買い、待たねばならなかった。——社会の非常に広範な地方に悪影響を及ぼし、この上なく重要かつ明明白白な人間の権利にも背き、全く得策とはいえない傾向を有する[貧民の]拘束(restraint)は世紀の後半まで継続され、現国王陛下[ジョージ三世]の治世35年[1795年]まで廃止されることはなかった。もう一つの害悪は、莫大な金銭であった。これは訴訟にかかる費用であることは言うまでもなく、被救恤民(pauper)の退去に費用がかさんだのである。しかし主たる害悪は、救貧法制度が貧民の一般的な習慣や道徳に及ぼした悲しむべき影響である。老若男女を問わず同じようにみなし、善良な者も悪質な者も処遇の区別をほぼ、あるいは全くしないまま一緒くたにしてしまえば、全般的に好ましくない影響が生じるに違いないことは自明である。当然ながら貧民は学問(science)、ありふれた野心(ambition)および娯楽(amusement)から閉ざされていて、[貧民]より上位の階層の通常の住処(common occupations)は、自宅(home)以外のどこにおいても充足されそうにない。そこでは家族の扶養(support)や楽しみ(enjoyment)があり、血縁(kindred)や親愛の情(affection)の結びつきがあり、おそらく情け深い神が最も愛すべきものをお創りになられたという一点の曇りもない喜びを味わうのである。こうした人をその家から救貧院へと急き立ててみよ。あなた方はその人の尊厳を地に落とすのであり、この人のやる気(courage)をそぐのである。あなた方は労働が尊いもので、自身の境遇に満足するというこの人の胸底に潜むありとあらゆる感情を弱めてしまうのである。その[一家の]父は威厳を失い、子どもたちは愛情を失う。自身の窮乏を改善させる自由と自立を取り戻すことを断念させ、救貧院の真の特徴である無関心と無気力を引き起こすのである。詩人の父が私たちに語ったこと、すなわち「人は自立を奪われた日には、徳行を半減させる」はまさに言いえて妙である。救貧院の内部でこのような有り様であるなら、救貧法制度が院外救済に少しも害を及ぼさなかったことはない。貧民[のために]教区の救

済を用意しなければならないという要望は、ありとあらゆる先見（foresight）や節約（oeconomy）を無意味な儉約（thrift）、単なる教区のための貯蓄として捨て去られる。誰しも青年期の賃金を将来の不慮（occasion）、結婚、疾病、および老齢に備えて蓄えようとは思わない。——わが国の法が行おうとするように維持資料（maintenance）を求める者すべてを扶養すると明言すれば、公的なつながりは創造主でさえも誘惑に打ち負かされてしまうのである。人びとは最初の困難に面して家族を見捨てるか、もしくは困難がない場合でも、健全な良心を備えていたとしても、万人の（universal）父であり保護者でもある教区に家族を託すのである。要するに、私たちがこのように見出すように、貧民が群がり、怠惰で、無思慮で、不満気で、無気力で、虐げられ、墮落し、不道德である原因は、もっぱら救貧法制度に帰せられるのである。

**第三章 たとえ救貧法制度が有害であるとしても、即時に問題なく廃止することはできないにしろ、緊急の改革が必要である。改革——すなわち、唯一の抜本的な矯正法である〔救貧法の〕廃止に向けて段階を踏むことが不可欠である。**

前章のなかで、貧民の不利（disadvantage）に関わる何らかの事柄に言及したことがはっきりとすれば、誰からも私が貧民の敵とみなされるような誤解を受けることはあるまいと信じる。私は彼ら〔貧民〕が必然的〔にもたらされる〕と申し上げたけれども、彼らに責任を負わせるつもりはさらさらない。それどころか、私は彼らを誤った政策の犠牲者とみているのである。人民の慣習（manners）は、彼らを統治する政府や道徳的な要因により創出される。もっとも実際よりもかなり変動していて、〔真実を〕巧みに免れる（eluding）所見が今もなお一定の影響をもたらしてはいるけれども。ほかのいかなる仮説に立とうとも、倫理（ethics）、立法、および政治はいずれも学問に転化するものではない。この場合、貧民を悪物にするものといえば、粗悪な貧民管理なのである。長期にわたり続けてこられた誤った施策（measure）が結果的にさらなる害悪を引き起こし、この〔施策の〕結果をより望ましいものにしづらくさせるというのは古くからの所見である。言うまでもなく、私たちのなかで生まれ、200年の時を経て、今日の高みに至っている救貧法は、厄介なものを即座にくじくような極めて許しがたい性急なもので、残忍で、かつ不正な法であろう。現在のところ、改革の穏やかな手際（gentle hand）が無難に適用されるにとどまっている。たいていの人びとはいくらかの改革が必要であることに

同意するけれども、便法 (expedients) を見出すことが難しいために、これまでのところ、いっそう有益な労苦 (task) への着手を遅らせてきた。ここで、明らかにこの目的に最もつながっていく方法をいくつか言及したい。その最たる布石 (preliminary) といえば、貧民の子どもたちにより良い教育を行うための規定であるに違いない。子どもたちに読み、書き、および算術を、また信仰上の務めを、とりわけどこかの礼拝所 (public worship) に出席する務めを教え導くであろう。キリスト教は、目よりも耳を通して、特にこの規定により確立した純粹で簡明な形で一層しみこんでいくので、おそらく多くの人びとが神 (Deity) の存在を実感するというよりは、ちょうど古代の異教徒の間にいると十分に感じられるという可能性が高い。上記を含め、宗教につながるどれもが周知され、かつ仰々しかった。祝祭 (festival)、遊戯 (games)、楽曲 (music)、供儀 (sacrifices)、聖歌 (processions)、誠に見事な儀式 (imposing solemnities) を通して、それらは宗教を前面に出し、注目すべきものに押し上げ、人びとにその五感を介してそれとなくひきつけさせ、少なくとも偉大な神の摂理 (some Divine Agency) やその寛大さを拠り所とする健全な信念に強く結びつけた。日曜日に定めた安息 (rest) が人びとに勧めているものを除けば、私たちが含め大多数の人びとがわが国の広く知られている宗教について、ほかに何も知らないことが気がかりである。とはいえ、もしも私たちが貧民をいっそう啓蒙すれば、神慮 (Providence) が自分に就かせたつまらぬ地位 (station) に多くの者たちが不満をあらわにしないかと気に病む必要などない。こうした結果はおそらく洗練された教育に伴うものであり、ここで提案した [教育を] 単に始めたというだけで確実に伴うものではない。いま忠告できるもう一つの施策は、救済を求める者 (person asking relief) を強制的に救貧院へ行かせるべきではないということである。自宅でこの人物に充てる部分的かつ一時的な救済は、救済を受ける者にいっそう望ましいだけでなく、救済を行う者の負担も軽くする。そしてたいいの場合、救済を受ける者とその家族とが教区に対する恒久的な負担とならないようにするであろう。

いずれにせよ、ジョージ三世治世22年の制定法第83号 [1782年、ギルバート法] の第29条は、目下のところこの法の恩恵にあずかる教区を制限した条項であるけれども、この問題に関わる一般的な法則を設けるべきである。すなわち、老齢、疾病、および虚弱により困窮したり、無能力であったりする者や、孤児たち、生存のために母とともにあちら [救貧院] に向かうことを余儀なくされる子どもたちを除いては、救貧院に送り込まないというものである。また、さまざまな規定は類似の制定

法に追加されたものと幾分似通っているけれども、秩序(order)、清潔(cleanliness)、節酒(sobriety)、および敬虔(devotion)を保持するために広く遵守されることになる。怠惰を抑え込み、勤労を鼓舞するために、怠惰で秩序を乱す者を罰し、汚名を着せる一方、功労に値する者には何らかの報奨や榮譽の証(honourable token)が授与されるものとする。いま言い添えるなら(likewise)、教区委員や貧民監督官に現在課されている負担のいくらかを軽減することが望ましいであろう。なかでも、最初の例に適用される者の救済の可否を決める自由裁量は現在、一般的に全て貧民監督官が担っているけれども、[彼らに]任せるべきものではないであろう。この自由裁量は貧民監督官だけに任せていては実施が困難な職務であり、またたとえこれまでに非常に慎重かつ公正に事を進められていたとしても、しばしば誤解されるものである。毎月この[救済の可否に]問題なく不快にさせない判決を下すべく、この権限は大多数の教区会(vestry)に委ねるのが良いかもしれない。何よりもまずは疾病や無能力、あるいは老齢の場合を除いて、救済の認可に何らかの制限(limit)を設ければならない。仮にこの制限がなければ、貧民の数を減らすのに何の有効な[手立て]も打ち出せないであろう。ここで一つの見解を呈しなければならぬ。国が扶助を必要とする者の誰もかれをも打ち続く世代にわたって満足のいくよう養うことなど無謀であるといずれ貧民に告げねばならず、それは早ければ早い方がよい。貧民にあつては私が何らかの恩恵の付与を渋っていると思わないでほしい。際限もなく扶助を与えようとする現行の制度が修正され、縮小されなければならないことは、貧民にとっても社会の残りの人びとと同じくらいの関心なのである。現行の制度にみられる明白な傾向は、どの階級にとっても役立ちはしないこと、すなわち中流階級を貧しくし、貧民を依存させることである。この傾向こそ、土地分配法(Agrarian law)<sup>③</sup>のように屈強な小農民の集団[をもたらず]という[その法に期待された]成果が出せないまま不正を生じさせているのである。これは水平的な制度(levelled system)なのであり、貧窮した両親から貧窮した子孫を繁殖させる結果を招いている。もしも算出したように100名につき12名がいま救済を受け、この制度を継続するなら、今後50年毎に被救恤民の割合は倍加するであろう。さらにもう丸一世紀、この愚策の道(career of impolicy)を続行し、そして上記の結果が常に惹起するなら、これから先、わが国の人口は必然的にほぼ等しく二つの組に分かれる結果を招くであろう。すなわち、一方には救済される者、もう一方には寄付金を支払う者となるであろう。しかし、もしも理論を投げ出しても、事実は私たちに声を大にしてこう公言しないのか？たとえ湯水のように支出しても、貧困を払拭することなどできないのだ、と。多数の生活(many living)を回顧す

るかぎりでは、わが国の救貧税は2倍、4倍に〔増額〕してこなかったか？また、それにもかかわらず貧民を莫大な数に増大させてこなかったか？私たちがこのように金銭を使えば使うほど、貧困を広範に蔓延させているのである。現在徴収される救貧税に数百万〔ポンド〕を上乗せしても、まさに一瞬にしてこの数百万〔ポンド〕を上回る〔金銭の〕不足が生じよう。いま要求に制限を設けず、あなた方が飽くことなく、その金銭の埋め合わせをしようとすればするほど、いっそう避け難いものとなる。貧困を根絶しようという空虚な試みこそ、最も確かな原因である。わが国の敵対者はこの事実に気づいており、たとえわが国が気づいていなくても、あるいは気づきつつあるとしても、そのことに気を配ることはないであろう。フランスの著述家たちは勝ち誇って、わが国の政策の欠陥を眺め、ありのままを描写してきている。この〔救貧法〕制度がいま私たちの経験する害悪よりもはるかに深刻な害悪をもたらさなかったのは、主に二つの原因に由来する。すなわち、〔一つは〕わが国の農業や商業における目を見張るほどの進歩であり、〔もう一つは〕制度の確立以来ずっと続いているおびただしい数の戦争である。前者は膨大な需要をもたらし、後者はとんでもない浪費をもたらしているのである。

この主題にこれ以上こだわるつもりはない。だが、もしも上記で触れたこの施策以外が取り入れられれば、相当な改善が成し遂げられるであろう。上記の施策により、人びとは次第にいっそう道徳的になり、いっそう人格に意識を傾けるようになり、いっそう心が満たされるようになり、いっそう自立するようになると期待できる。教区が高齢者、幼児、病人、および虚弱者ばかりにたらふく乳をのませ、また頑強な申請者に非常に寛大な姿勢で乳をのませるとわかれば、上記の方法によって、いかなる場合もその教区 (she) に〔授乳を〕続けることを即時にやめさせて、人びと自身の慎慮 (prudence) や努力にこれまで以上に依存させるであろう。教区の援助 (aid) を取りやめれば、私たちは共済会 (benefit societies) に目を向け、相互扶助のための別の工夫で盛り上がろう。ここで申し上げたことが着実に成し遂げられれば、その進む道は将来の改善のために踏み固められるであろう。いま提案したことは一時しのぎのものにすぎず、抜本的な矯正法には遠く及ばない。抜本的な矯正法は、救貧法制度を完全に廃止することである。もしくはその救貧法の廃止に近づけていくこと、救貧税をごく少額か一定の金額に制限することである。たとえば、何らかの慈善を目的に、1ポンド2シリングを永続的な税率 (standing rate) として各教区で毎年徴収し、教区会の自由裁量にゆだねるものとするを立法化すれば、こうした規定は非常に有益なものになるかもしれない。救貧法制度 (it)

を有害で破滅に至らしめるのは、現行の制度が貧民のために定めている無制限の規定なのである。制限のある規定は軽率な者に何の誘惑も招くことなく、怠惰な者に何の弁明の余地も与えず、誰の支援をうけることも保証しない。また、寄付する者も非常に重い負担を自覚し、しかも費用をかけずに寄付をする。この規定以外に、社会の調和のとれた節約（regular oeconomy）はない。一方で、基金が創設される。その基金は、貧民のなかで人間の慎慮では防ぎようのない災難に見舞われた際の救済に、たいていは、恒久的な救済よりもはるかに有益な一時的な支援（assistance）に、あるいは功績をねぎらう報奨に、手短に言えば、勤労である者の愉楽や激励に資する何かに適用できるものである。居住権（settlements）に関わる詳細には頓着する必要はない。教区の居住者なら誰でも救済を受けるに値すれば、救済を受けることができると思ったからである。ここでも、救貧税をごく少額に設定するよう最大限の配慮を払わなければならない。高額な救貧税は中流階級を、わけても私が先述したように、貧民のすぐ上の有益な（useful）階級を貧しくする傾向がある。誰一人として、私のことを救済目的であるなら何でもこうした強制的な出資が相応しいであろうと思ひ浮かべるほどの楽天的であるとは思ひまい。宗教の教示に導かれるなら、隣人の情け深さ（kindness）、富者や貧民特別保安吏（peculiar stewards of the poor）による慈善の余地は、なお十分に残されているであろう。結論を申し上げれば、人間の窮乏〔の程度〕を小さくすることが私たちのなしえる精一杯の努力なのであり、人間の窮乏を根絶することなど私たちに到底なしえることではないのである。

#### 第四章 ウィットブレッド氏の救貧法案に関わる短評と註解

現行の〔救貧法〕制度にみられる諸危害（mischiefs）について熟慮を重ねると、それらを最良の改善に導くと思われる施策を考察する必要が出てきたので、以下で私は下院の委員会で修正済みのウィットブレッド氏の法案の大要を申し上げるとともに、その法案にいくらかの註解を申し添えようと思う。私は本章用に本法案への言及をせずついておいた。先述の考察が私たちの良識（judgement）に〔この法案の〕真価を正当に評価させる手助けとなってくれるものと期待している。上記で注目した〔救貧法制度を〕改善するための施策のどれもが、この法案で提起されたものばかりであるとお気づきであろう。この誉れ高き動議提案者（mover）には、実に有益な資料〔をご提供いただいたこと〕に感謝申し上げることを光栄に思う。

これらの情報は、ほかの方がたと同じく、この提案者から得たものである。現にこの取るに足りぬ小冊子の主たる目的は、私の懐中にある何らかの計画を無理やり公衆に押しつけることではなく、わが国の救貧法に対する何らかの改革の必要が差し迫っていること、またこの法案に含まれている規定を採用すればもたらされると思われる利点を公衆に承服してもらうことにある。では、この規定の大部分（most material）について、その順序に従い考察を進めていきたい。

最初の規定は教区学校を創設するというものである。この教区学校では、7歳から14歳までの貧民の子どもたちが無償で二年間、読み、書き、算術を、また女子は裁縫を指導される<sup>(4)</sup>。子どもたちは皆、日曜日にどこかの礼拝所に定期的に出席することを義務づけられている。

次なる規定はロンドンに二種類の事業所、いわゆる「貧民基金の事業所」と「貧民保険の事業所」とを創設するというものである。これらの事業所は、国王陛下に任命された委員の監督の下で〔運営が〕なされる。ここでは、貧民が安全かつ有利な条件でごくわずかな金銭の貯金をすることができる。仲介手数料は完全に無料であり、所得税やあらゆる印紙税が免除される。——この項目にただ一つだけ申し添えるなら、委員たちが墨で〔書き記した〕実に見づらい帳簿の頁の多くに目を通すまでには、幾ばくかの時間（some time）を要しなければならないことが危惧される。この事が斬新であることに加え、勤勉な（labourious）階級はこうしたやり取りに不慣れでもあるゆえに、多くが躊躇するであろう。現在の彼らの習慣こそ、最大の障害となろう。議会法がまるで魔法のように効果を発揮でき、その日のことしかまず頭にないような者たちの誰もが将来のための思慮分別（provident）を瞬時に身につけるなどとは考えられるはずもない。また、英国人の一般的な傾向として節約に対する〔意志が〕弱いこと、また普通の人びとが自身のことをよくよく観察し、節約の重要性を見出そうとしなければ、彼らが自身に関わるより良い模範（example of their betters）を発見していくのに、たいていは助けにはならないであろうということも認めなければならない。とはいえ、以上の体制（establishment）はまずは小規模で整備される可能性があり、試してみる価値がある。それにたとえ即座に首尾よくいかないとしても、断念すべきではない。

ついでに、法案が新たな形式の居住権を創設していることに話題を転じる。戸主として教区に負担をかけることなく5年間居住し、また、この期間〔5年間〕のい

ずれの年も6週間の不在がなければ、[居住権が] 得られるというものである。

私はこの条項が妥当かどうか甚だ疑問である。友人や縁者から引き離すことをしないまま、被救恤民の愉楽を増進することを意図するのであれば、たしかにこの条項には実に慈悲深い配慮がある。だが、この条項は時として反対の結果をもたらすであろう。ある者がこの方法で居住権を得た場合、ある第二の居住地（subsequent settlement）により損なわれるかもしれない。あるいは、その者が継続的に居住権を全く得られなければ、3年か4年の間をおいてから別の教区に居住し、そこで新たな地縁を築き、その後世話を受けることになれば、古くからの友人や縁者が過ごした教区か、彼らが追い払われた教区へと退去するかもしれない。私は、この条項により被救恤民があふれんばかりの恩恵を受けるであろうとは思わない。——もしも公益（public benefit）を意図し、また退去数を極力減らして、金銭の浪費を防ぐという目的ならば、満足のいくものには程遠い。たしかに、あなた方が居住権を獲得する方法を増やせば増やすほど、退去の頻度は少なくなる。この法の方針がいかに極端から極端へと揺らいでいったのかを考察することに好奇心がそえられる。チャールズⅡ世治世第13・14年の制定法第12号〔1662年、居住法〕の以前では、いくらかの価値を有する賃借不動産に40日居住することで居住権を得た。——この法律は、同じような居住権の獲得方法を認めた。ただし2名の治安判事に対し、負担になりそうな人物は誰であれ、教区委員の告発にもとづき、該当者が年価値10ポンド以下の賃借不動産に居住してから40日以内に退去を命じるという権限を与えることが条件とされている。居住権を付与するこの方法は証明書を取り入れたことで時として極めて困難なものにし、最終的にジョージⅢ世治世35年の制定法第101号〔1795年、ウィリアム・ヤング法〕をもって取りやめとなった<sup>5)</sup>。

40日の居住〔という条件〕は、以前は40日で有効であった所でも今では居住権を付与しないであろう。先に挙げた法律は、居住権を得る方法の範囲をさらにいっそう狭めてしまっている。すなわち、年価値10ポンド以下の何らかの賃借不動産に関する公租（public taxes）の納入次第で居住権を許可しないこととしている。それゆえ、往年の政策が居住権の制限を排除していたのに対し、近年の政策は居住権を狭めたようである。しかし、私たちが一人ひとりの安楽であれ、公衆の節約であれ、いずれを勘案しても、往年の政策の方が群を抜いて賢明であると申し上げる。この問題に関わるわが国の大半の法が、立法者（legislature）の幅広い見識よりも、教区会の限られた意図により考案されてきたのは明らかであり、遺憾に思う。これま



で貧民が自らを守るにはどの教区であれ、近視眼的な儉約であった。つまり別な教区民を締め出すのと同じ規則が、彼らの属す教区に押し込めていることを忘却してしまっているのである。概して言えば、もしも〔教区民が〕極めて容易に往来し、居住権をほぼ共有することが認められるなら、結果として極端に不公平な負担を被ることはないであろう。もしも、特別な諸事情によりどこか特定の教区が被救恤民であふれかえるとすれば、規定は援助を目的に別な教区に賦課することで、こうした苦難に備えるに違いない。現在の居住権の取得を制限する制度は忌まわしく、かつ無分別な妬みの温床になっている。もしも私たちが王国のある地域から別の地域へと不安や損失となる余分な泉 (abundant source) 〔被救恤民〕の移動を減らしたいのであれば、私たちが見捨ててきたものを取り戻さなければならない。また、いっそう寛大な原則に立ち返らなければならない。居住権の制限を排せ。教区を開放せよ。働き口を求め国のあちこちを渡り歩く労働者たちを迎え入れ、落胆させないようにせよ。もう一度、戸主だけでなく間借人 (lodgers) にも居住権を付与する〔条件となる〕40日の居住を認めよ。そうすれば、次の二つの実に有益な結果が伴うであろう。すなわち、〔一つは、〕貧民が安堵して〔その地に〕とどまり、〔もう一つは〕多くの教区では大量の退去を省けよう。

続いての条項は、治安判事に〔教区の〕負担となりそうな人物の居住権に関しての判決命令を下す権限を与えている。また、居住権を認める判決が下される教区に通知する上記の命令や証書の写しを命じている。さらに不服申し立てをする教区へ実際に退去があった場合とまさに同様に、次期の四季裁判所 (quarter sessions) に対しての上記の命令への不服申し立てを認めている。ただし、いかなる判決もある人が発令日に家長 (resident householder) であった場所に居住することにより、また先の条項の効力 (virtue) により居住権を得る権利を妨げないものとする。

私は、この条項が先述のそれと同様、教区会の分別 (wisdom) に大いに感化されていると考えずにはいられない。教区が〔その教区に〕属さない被救恤民を扶養する負担を背負うかもしれないという懸念こそ、まさにこの予防の大本なのである。しかし視線を教区から転じ、また幅広く見渡してみるなら、ある被救恤民がどこそこの教区に扶助されるかを王国全体に対して何を示していようか？とはいうものの、公衆にしてみれば、こうした被救恤民に関わる論議に終止符を打つことこそ何よりも肝要である。私は公平 (equality) が正義とはいえ、分別ある立法府の場で論議すべきものではないと申し上げるつもりはない。だが、この法は通常目的からすれば申し分なく公平なのであり、万人に通じる (universal) ものであると申し

上げる。たとえばこの場合、ある教区に著しい苦難がふりかかることはあり得ず、別の教区に特段の安楽をもたらすこともないであろう。また、一般的な判決（events）の繰り返しでは、各教区が偶発的な負担を分け合うことになり、その負担からの予期せぬ逃避を分担することになろうと考えて間違いない。では、この条項は個別の事例においてどう作用するのか考えてみよう。エクセター州での居住を命じる判決を下されたヨーク州で暮らしている人について一方的な（*ex parte*）審理（examination）にそって考えてみよう。この一方的な審理はそれ自体、遠く離れた教区をそれに黙従させたり、それを争う余地のないものにさせたり、あるいは極めて不利な立場〔にある者〕でそれを審議したりするよう強要する不満の種は微塵もない。すなわち、よくある事例としては、教区に拘束され、不服申し立てをするわけでも、反対尋問の機会を与えられるわけでもなく、退去中の教区に留まり続ける被救恤民である。判決に不服の場合であれば、訴えがヨーク州の四季裁判所になされ、そこで承認される。その後、当該の人は自分のいる教区か、どこかの第三の教区（third parish）で第二の居住権を得る。だがこのようにエクセター州の居住権を立証するのにいったいどれだけの時間と手間がかけられてきたであろうか！どれもこれも全く意味が無い！上記の顛末は、引き起こらないと思われる将来の争議を防ごうとして、結局、現下の訴訟を招いているだけである。脳裏にはマルティアリス<sup>〔6〕</sup>の風刺詩の一つで、ある男にまつわる逸話（story）が思い浮かぶ。すなわち、その男は命を奪われること（murder）を恐れ、そうならないように自ら命を絶つのである。死にたくないゆえに死ぬなど愚かなことである（*Stultum est, ne moriari, mori.*）、と。ともあれ、先述の二つの条項の良し悪しは、現法案が打ち出したものにより判断したい。それゆえ、この法案は居住権や退去に関わるこうした低俗な（inferior）問題には干渉せず、貧民の教育や管理、および救済といったいっそう重大な目的に絞られるかもしれない。上記の諸条項が当を得ていると考えられる場合には、別の法案の課題となろう。

次の条項は、教区会のより望ましい規制に関わっている。教区会は毎月開催され、教区牧師（minister）か、古参の教区委員（senior churchwarden）か、貧民監督官か、あるいは最有力の住民（principal inhabitant）かが出席し、そのなかで議長を〔選出〕するものとなっている。そして、年価値100ポンドの財産を有し、査定を受けた人物は2票、〔財産が年価値〕150ポンドの人物は3票を、そして200ポンドの人物は4票を有するものとなっている。どの議題も最終的に多数決で決定し、公平性を求める事案には議長が票を投じることにより決定される。

明確な原則に基づいた上記の規則ほど公正なものはない。教区の基金に最も気前よく寄付する人びとは、教区のあらゆる業務運営に絶大な影響力を有さねばならない。

それから法案は、いずれ教区内でも利潤を生み出している生業の道具、あるいは（農業資本以外の）ほかの個人財産に課税すべきであると明言するに進んでいる。——この法令は単なる空文化になっていることが気がりではあるけれども、過去に一部でのみ実施された個人財産の課税を全地域で（general）実施することを企図している。

ついで法案は四季裁判所の治安判事に対し、各教区内で救貧税を賦課する〔対象の〕不動産および個人財産の年価値に応じ、各教区に地方税（county rate）を公平に課すよう命じている。この公平な課税を治安判事に可能にするため、次の聖ミカエル祭〔9月29日〕の四季裁判で、教区委員と貧民監督官に対し、宣誓の上で、各教区の不動産、および個人財産より一年に課税できる生産物の年価値の総額を記載する報告書の作成を命じている。その上で、救貧税が課税をされるのである。適正な課税評価方法がある場合には、正確な割合と金額（value）が宣誓の上で決定され、確認されなければならない。上記の報告書は7年毎に更新されるとされている。さらにこの報告書に基づいて、どこかの教区で救貧税が州全体のポンドあたりの平均額の2倍以上〔の金額を〕支払う場合には、その〔課税の〕遂行（effect）に関わる特定の記録を四季裁判所の治安判事に提出するものと規定している。加えて、治安判事はその記録が真実であると得心がいけば、州の出納官（treasurer of county）に対し、地方債（county stock）から不平を訴える教区へ相応の金額を支払うよう命じることができる。要するに、不平を訴える教区の救貧税が、州全体の救貧税のポンド当たりの平均額の2倍以下に引き下げられない場合〔に適用される〕。不服申し立ては不当に扱われた教区に対して認められたのである。

以上は、往年の法に対するこれ以上ないほど実に優れた改善であり、その地方特有の事情により、ほかの教区よりもより多くの負担がふりかかる恐れのあるような特定の教区にとって実に公正な援助になるように思われる<sup>[7]</sup>。

次に、この法案は四季裁判所の治安判事に対し、その州に直近の7年間居住して、どの教区にも何の負担もかけることなく、14歳までの子ども6人以上を自分

とその家族の労力で育て上げる者には、養育する子どもの数に応じ、いかなる場合も20ポンドを超えない〔範囲で〕報酬を地方債（county stock）から授与する権限を与えている。また、治安判事はこの〔金銭的な〕報奨に加え、地方債を財源として何らかの榮譽記章（badge of distinction）を〔報奨の〕該当者に与えるものとしている。

新たな榮譽の創設は、とりわけ貧民に授与する場合、何よりも危なっかしい企てであると看取するにとどまろう。私たちは貧民（them）を上品にするのではなく、かえって嘲笑する羽目になることを大いに恐れている。危険を冒してまで、教区の榮譽をあちこちに行うのに〔榮譽を受ける〕最初の人物を選び出すことなど私にはとてもできない。アナグマ（badger）たるものはモーセの律法の言い伝え（legal lore）<sup>〔8〕</sup>においても、博物学においても、よく知られた言葉である。もしも並みの人びとがこの言葉に新たな意味を当てはめようとしなければ、私はとんでもない誤解を犯してしまう。ばかげた悪ふざけは、〔人間の〕尊敬にとってきわめて致命的なのである。

次につづく二つの条項は、もっぱら年価値5ポンド以下の小家屋（cottages）に居住し、救貧税を支払う能力が十分でない者に救貧税の免除を認める条項である。こうした免除は施し物、あるいは教区救済を思い浮かばせはしない。

その次の条項は、貧民の愉楽にとって非常に重要なものである。この条項は、救貧院での扶助を拒む者への救済を禁じているジョージ1世治世9年の制定法第7号〔1722年、ナッチブル法〕の大部分を廃止している。

ついでには別な条項が続く。その条項では教区吏員が教区会の住民の賛同を得て、病を抱える虚弱な者、孤児、および重度の精神薄弱者（idiots）を受け入れる救貧院を用意するとともに、貧民のための小家屋を建設するための権限を与える。小家屋は、貧民に最も望ましい地代で貸すものとされている。だが、貧民が地代を支払う能力を十分に備えていない場合には教区会の承認を得て、その貧民には地代免除、もしくは減額した地代で居住することを許可するものとされている。

これらの条項は貧民の健康や住居（accommodation）に対する情け深い配慮であり、誰もが心から賛同するに違いない。

ついで法案は救貧税が修正され、改定される可能性がある場合、治安判事にその許可を得る前に教区会に提出することを規定している。また、教区吏員は緊急の救済を必要とする場合を除き、教区会の指示なしにはいかなる貧民救済を行うことも認めないことを規定する。

この条項は教区吏員の職務を軽減することを考慮したものであり、また救済を適用される人びとにこれまで以上に満足させるのにきわめて理に適った規制である。

次の条項は、以下のことを規定している。教区吏員はいずれの貧民あるいはその家族の扶養をする場合も、[その貧民が] 病人である場合を除いては、救済される貧民あるいはその家族が稼いだと予想されるほどの金額や、あるいはまた無理のない精励により懐にする可能性のある金額よりも必ずや高額にしないものとする。すなわち (*videlicet*) 男子の通常の労働価格の4分の1、婦人や12歳の各子女の通常の労働価格の5分の1、そして12歳未満の子女の通常の労働価格の6分の1 [に匹敵する金額] とする。これに続く条項により、治安判事は年に一度、パンや労働の価格を確認し、明言するものとしている。

私にはこの条項が、どの条項よりも一番重要なものと思われる。ここで初めて教区救済の範囲にある制限が設けられているからである。ここに至ってようやく貧民の痛ましいけれども避けがたい真実が語られているのである。それは、貧民がひとえに自助での扶養に頼らなければならない、教区の基金をあてにしてはならないということである。貧民にこの信念を刻みつけることが主たる務めなのであり、なすべきことの一つである。

その際、法案は、治安判事に対し、病人でわずかな金額の財産しかない人びとの救済を命じることを認めている。

それに続く条項では、自助ができない貧民にふりかかってくる立場を容認し、教区委員と貧民監督官に労働能力のある貧民が職に就けるよう他の人びととの間で契約を結ぶことを認めている。

その次の条項は注目に値するものである。その条項は、救貧院の運営に規則、命令、および規制を設けるものとし、それらを順次遂行し、確認する方法、併せて指

導されるべき対象を規定して、規制違反による刑罰の性質や程度を定めるよう規定している。

引き続き条項は、救貧院「で救済を受ける」壮健な貧民（healthy poor）に支給される食糧の質や量を規定している。

耳目が落ちる最後の条項は、怠惰や不品行により負担となる人びとに刑罰を科すというものである。この条項は、特別議会（special session）において教区委員や貧民監督官が教区会の承認の上で、そうした罪を犯したどの人に対する不服をも治安判事に訴え出ることを認めている。治安判事はこの事案を裁決し、もしもその訴えの内容が真実であると判断すれば、その犯罪者がならず者（rogue）や浮浪者（vagabond）であり、上記の通り処罰が下されるものとする。さらに治安判事には、この犯罪者の上着に「犯罪貧民（Criminal Poor）」との文字入りの名札（badge）を着用させるよう命じる権限が与えられる。一年にわたり善良なふるまい「をしていること」が証明されれば、治安判事はこの名札の着用をもはや延長しないものとしている<sup>(9)</sup>。

ここまで私は提案された法案の根幹部を論じてきたけれども、この法案が意図した目的に適っており、わが国にきわめて有益であることが明らかであると考えずにはいられない。私は、この法案のなかで反論を受けると思われる事柄のいくつかを指摘してきた。とはいえ、これらは重要度の低い（subordinate）ものであり、法案全般にみられる慈悲深い傾向や利点には露ほどの影響も及ぼさない類（nature）のものである。私たちが不断の長い年月をかけ害悪の是正に苦心してきたことを考えれば、この立案者がこの問題に捧げてこられた並外れた労苦と配慮に対し、公衆からの賛辞を表されて然りと私は確信してやまない。また、もしもこの立案者が救貧法の改正のためになされたことに称賛を浴びられるなら、少なくとも控え目に「改正を試みよう」とされたことに対しての称賛を受ける資格があると是非とも言わせてほしい。この法案には、議会法、すなわち規制できない事柄を規制しようとする法によりあらゆる手立てを尽くすという気取り（affectation）は一切ない。この法案には、意のままに働き口を創出し、王国から貧困を一掃し、人為的に豊かさをもたらすという眩いばかりの見せかけ（delusion）はないのである。ところが多くの人びとは声を大にして、こう口にするであろう。「これで全てなのか？なんとありきたりのものなのか！なんと単純なものか！」と。そう言い放ちながらも、この法

案に最上の称賛を送るであろう。単純な方法で最大の効果を生み出すことこそ、より優れた知性のなすべき務めなのである。そして主 (master) は少し触れられるだけで、労苦が真似できるものではないものを成し遂げる術をご存じなのである。

## 結論

本王国における貧しい人びとに施す方法を詳細にわたって幾分か考察をしてきたので、この問題にいつそう光をあてる助けとなり、この主題を左右する重大な一般原理をこの場で明らかにする助けになるかもしれない。人類がほかのあらゆる動物と同じように、食糧すなわち生活手段が豊富であることに比例して増殖することが分かっている。他方、人口の数が増えるにつれ、食糧が食い尽くされ、豊富さは枯渇する。言うならば、結果として貧困が生じるのである。したがって、豊富さは人口を生み出す原因であり、またその人口は貧困をもたらす原因である。それゆえに逆説の賛美者 (lover of paradoxes) は、豊富こそ貧困の大本であると語るかもしれないが、これ自体は詭弁ではないであろう。もっとも、この主張こそが詭弁を導くのもかもしれないけれども。金銭は価値の一般的な代表物であるので、各規定で記述されているものが金銭か富 (riches) を指すのであれば、等しく現実味を帯びるのである。そして、この命題は次のような言い回しに換言できよう。すなわち、富は人口を生み出す大本であり、人口は富を減少させる要因にもなれば、貧困を軽減する要因にもなるということである、と。——それゆえ、大規模な人口を大量にもつ方法とは、国家的富 (national riches) の成長を奨励することである。この目的のために奢侈に反対し、節儉 (frugality) を奨励し、あらゆる人に財産の所有を保証することで、農業や商業の営みを榮譽とみなし、不正や怠惰を単に恥すべきこととみなすことである。言ってみれば、学問を富者の装飾品として、軍事や榮譽への愛好を人びとの唯一の擁護者として重んじるのである。これに基づいて、ブリテン島における前代未聞の強さと威厳が現在までに高められてきたのである。とはいえ、国家的富が何よりもまず人口を生み出すにせよ、人びとが人口と同じ速度を維持しようといかに努力を常に重ねたとしても国家的富を毛頭つくり出しえないことに気づかされよう。かつまた、富と人口の競い合いが時の経過のなかで、人口に動因があることは確実に終焉するであろうということにも気づかされよう。人口が導き手となれば必ず、その後は貧困と窮乏が相次いで生じるに違いない。私たちの子 (our species) の生殖に特定可能な限度がなかるうとも、食糧や生活手段の供給には不

可避の限界があることを考えれば、上記の根拠は明白である。おそらくは、後者を制限する自然の理法（nature）が間接的に前者を制限してきていると申し上げる方がずっと正しいであろう。したがって、以上のことがまさに、いかにして過剰（overstocked）人口を減らせるのか〔という問題〕を検討する上で重要となる。私には三つの方法が思い浮かぶ。理性的な創造物にとって何よりも最高に栄誉な〔方法〕は、理に適った思慮深さを働かせることである。これは家族を扶養する境遇になく、妻子の負担に苦しむ境遇にもないすべての者に体現させる（teacheth）ものである。ただし、この方法は人類の大多数に適用した場合、新たに導入するよりも繰り返し教え込ませる方がはるかに容易な主義（principle）であり、この問題は理性と情欲の対立において哲学（philosophy）が問うている類であることはまずない。次なる方法は、その国民は国内の〔人口が〕過度に稠密になるとわかると、古今を問わず海外に移住したり、植民地を形成したりしてきていることである。冒険家は概して先住民（former settlers）を殲滅させるか、彼らの犠牲の上にその地位を確立してきたことを表白せねばならない。すなわち、暴君の妄言（plea）、強制（necessity）、あるいはいっそう耳あたりの良い口実によってのみ正当化される暴挙であり、それらはこの地上についての支配が慎慮と勇敢さのみに対して正当であるとの上に成り立っているというどの時代〔にも通じる〕人類の実行により認められてきた。それは人びとへの賜り物（prize）なのであり、これを擁護する者たちに与えられるものである。彼らはこの賜り物を護持してはいるけれども、長くはない。いま恐ろしくも人を鼓舞する教訓に注視せよ。それは、天地の創造（creation）から今日にいたるまで、地球の表面を血で染める争いの舞台としてきた一方で、多くの徳行や英雄たちの成果を見せつける劇場をも創出してきたのである。こうして、世界はアッシリア人、マケドニア人、ローマ人〔の手中〕へと次々に移り変わっていった。こうして、西インド諸島はすでにヨーロッパ人のものとなり、アメリカ全土もそう遠くないうちに彼らの掌中に収まるであろう。——この世界の女帝にほかならないヨーロッパは、地球上にあるほかの地域が技芸（arts）や軍事においてこの地（her）より優れていると認めれば、当代で〔いまの地位を〕瞬く間に失ってしまうであろう。この期に及んで誰一人として私のことを戦争の支持者（friend）だとか、武力のみが国家の命運を握る決定者になると念じているとかとは思えない。私は彼らになしていることを申し上げているのであり、彼らがあつてほしいことを申し上げているのではない。残る方法としては、極端な過剰人口を抑止するために上述の〔二つの〕方法のいずれもが採用されない場合、創造主は害悪とその害悪がもたらす窮乏や災難を治し、その後は均衡状態に復すであろう。強大な破壊者（great destroyer）、



罪悪、窮乏という密接な付随物、すなわちその原因が富者に由来し、その結果が貧者にもたらされるものに関しては言うまでもないけれども、生存物 (subsistence) がわずかしがなく、いまだに労苦を強いられている母親の粒粒辛苦の境遇 (hard condition) では妊娠 (gestation) にとって不都合なのは明らかである。もしも子宮のゆりかご (cradle of the womb) に揺られている時ですら憐れみの対象となる不幸な者たちが人生を全うする困難を克服するなら、軟弱な体つきで、みすぼらしい衣類を身にまとい、粗末な家に暮らし、ろくな食事もし口にせず、満足いく看病もされず、みるみるやせ衰え、墓に埋葬されるといった彼らが見舞われる野卑な光景 (rude scene) とは好対照である。いくつかの東洋の国家に広がっているとされる慣習については、これらの国家による法の黙認あるいは許容も含め、言及することは差し控える<sup>[10]</sup>。こうした慣習はキリスト教 [を支柱とする] 国では決して容認されえないか、私たちが日々憎悪なしにはまず口にさえできない類のものである。この点や、別の多くの点に関して、政治家はしばしば、国家の改善がキリスト教の前進 (progress) と密接に結びついていると確信するに足る適理 (reason) を悟っている。ともあれ、私が上記の慣習に言及しているとするなら、過度な人口が生じ、東洋の統治機関が適切な救済の適用にどれほど困り果てているかという戸惑いを示すことぐらいである。

## 終わり

テンブル・バー、クラウン・コートにある W・ストラットフォード (W. Stratford) 社より印刷された。

## 訳注

[1] マンクはエリザベス治世最後の年 (last year) (1603年) と記しているが、救貧法 (エリザベス救貧法) が形成されたのは1601年である。

[2] 帝政ローマの初代皇帝アウグストゥス (Augustus, 前27～後14年) の時代に制定された婚姻法であり、紀元前18年制定のユリア法 (lex Iulia de maritandis ordinibus) と紀元後9年制定のパピア・ポッパエア法 (lex Papia Poppaea) を指している。共和政ローマの末期より、ローマでは性風俗の乱れや出産の忌避による人口の減少が深刻化した。これを背景にアウグストゥスは婚姻改革にのりだし、国家法による厳格な統制を実施した。具体的には、25歳から60歳までの男子と20歳から50歳までの女子に婚姻の義務を課し、配偶者との死別や離婚により独身となった場合も再婚が奨励された。また、遺贈などにより財産を取得する権利は、出産した子どもの数で決定された。子どもがいない場合は財産の10分の1の取得に制

限したのに対し、子どもがいる場合は子ども一人につき10分の1ずつ取得する権利を与え、子どもを一人でも多く持つほど有利となるようにした。他方、姦通には厳しい処罰を下すことが規定され、道徳的な退廃の防止を企図した〔椎名規子「ローマ法における婚姻制度と子の法的地位の関係——欧米における婚外子差別のルーツを求めて」『政治・経済・法律研究』20巻2号、2018年、65～67頁を参照〕。

三児権（Jus trium liberum）はローマ法で定められた権利であり、3人以上（イタリアでは4人以上、属領では5人以上）の子どもをもうけた両親に、職業を斡旋（公務員への優先的な登用）したり、穀物の配給を三倍にしたりするなどの特権を与えた〔谷山新良「プレスラウ生命表について」『生命保険文化研究所所報』60号、1982年、63頁、注35を参照〕。ちなみに、帝政ローマ期の女性が生涯を通じて出産する子どもの数は5人以上であったとされるが、乳児死亡率の高さなどから実際には子ども1人から3人に両親を加えた小家族が主流であった〔樋脇博俊『古代ローマの生活』角川文庫、2015年、125～126頁を参照〕。

マルサスは『人口論』においてこの権利に触れ、ローマ市民の上流階級には「いくぶん有益であったらう」とする一方、「慈善のほかには生活資料を獲得するあらゆる方法を全く奪われてしまい、そのために自分自身を養うことが殆どできず、ましてや一人の妻と二、三人の子どもを養うことなど思いもよらない一群の人びとのあいだに、このような法律が実際どれほどの効果をもつことができたであろうか。」と疑問視していた〔Malthus, Thomas Robert, *An essay on the principle of population, or, A view of its past and present effects on human happiness: with an inquiry into our prospects respecting the future removal or mitigation of the evils which it occasions*. The Version Published in 1803, with the varia of 1806, 1807, 1817, 1826, ed. Patricia James, 2 vols., Cambridge University Press, 1989, I, pp.141-142. 〔吉田秀夫『各版対照人口論』、I、春秋社、1948～1949年、262～263頁〕を参照〕。

〔3〕古代ローマ期の国有地を分配するために出された一連の法を指す。とりわけ著名なのは、グラックス兄弟によるものである。古代ローマでは高貴な者が利潤追求のために商業活動を行うことを禁じられていた。そのため富裕者たちは近隣の土地を購入したり、公有地を占有したりするなどして土地を入手し、そこに戦乱で奴隷となった者たちを働かせる大所領農場経営（ラティフンディア）を展開することで財力を蓄えていった。一方、自作農の小土地経営も併存したけれども、属州からの安価な穀物が流入するために食に困らないという事情などを背景に、離農して無産市民（貧民）になる者が続出した。こうした事態を受け、前133年に護民官に選出されたティベリウス・グラックス（Gracchus, Tiberius Sempronius, 前162-前132）は500ユゲラ（125ヘクタール）を超える公有地の占有者に土地を返させ、無産市民に分配する法案を提出し、自作農の創設を図った。同法案はリキニウス・セクステウス法（前367年）の内容を更新するものでもあったけれども、彼の強硬なやり方が反発を招き、ティベリウスは暗殺され、その後を引き継いだ弟のガイウス（Gracchus, Gaius Sempronius 前153-前121）も挫折した〔桜井万里子・本村凌二『世界の歴史5 ギリシアとローマ』1997年、中央公論社、282～290頁を参照〕。

〔4〕ウィットブレッドの教育案は、友人であり、教育者であるランカスター（Lancaster, Joseph, 1778-1838）の影響により、助教制度（monitorial system）による教育を基本方針に据えていた。教育内容は、読み、書き、算術および宗教教育であった。ただし宗教教育は「英国国教会（establishment）の利益は厳格に守る」〔Whitbread (1807) *op.cit.*, p.35. 〔柳田・田中（2015年）前掲訳、81頁〕〕ことを強調し、宗派間の対立に配慮していた。

〔5〕居住法の変遷を概観すると、以下のようであった。1662年に制定された居住法（貧民救

済の改善に関する法律)は、居住権を付与する条件として①40日間の居住と②年価値10ポンドの借地の保有を挙げたが、とくに条件の①は次第に制限されるようになった。まず1685年に、居住しようとする教区の教区委員もしくは貧民監督官に書面で届け出た時点から起算するとし、ついで1691年には、日曜日の礼拝の直後に教会で読み上げて公示した時点から起算するとしたのである。その後、1697年には貧民の移動を容易にするために証明書(certificate)制度の一般的な採用がなされた。この制度は、貧民が別の教区に移動する場合、移動元の教区が移動先の教区に「その貧民が救済を必要とした場合、その責任は移動元の教区が負う」ことを約束する「証明書」を発行するというものである。しかし、移動元の教区が発行を拒んだり、証明書を発行された貧民が差別的に扱われたりすることがあるなど、部分的な効果にとどまった。マンクがこの制度が居住権の付与を「極めて困難なもの」(92頁)にしたとみなしたのはこうした理由からであったと考えられる。

18世紀を迎えても、ナッチブル法(1722年)により居住権の制限はさらに強化されたほか、1764年には出生と一年以上の居住で居住権を付与すべきとし、先祖が受け継ぐ土地で与える居住権、すなわち派生的居住権(Derivative Settlement)が提唱され、居住権の付与を困難にした。その後、18世紀末になってようやく居住権を緩和する動きがみられるようになった。1784年には兵士とその家族に、1795年のウィリアム・ヤング法により勤勉な貧民に、他の教区での就職を容認し、実際に救済を必要とする状態にならない限り、退去を求めないことにした。こうして、当初の居住権を付与する条件は大幅に緩和された。しかし、救済を必要とする者の強制送還は続き、イングランド南部ではほぼすべての農業労働者がその対象に該当する事態であった[小山路男『イギリス救貧法史論』日本評論社、1962年、137～146頁]。

なお、上記のウィリアム・ヤング法とは別に、1796年に治安判事に勤勉な貧民の院外救済を命じることを許可し、スピーナムランド制度を法的に確認した同名の法律(ジョージ三世治世36年第106号の法律)がある。ウェップは二つの法律を一括してウィリアム・ヤング法と呼んだ[小山(1962年)前掲書、145、187頁]。

[6] マルティアリス(Martialis, Marcus Valerius, 40-104)：古代ローマの風刺詩人。スペインの出身で、24歳のころローマに移り住み、セネカなどと交流する。代表作は14巻からなる『風刺詩集』である。マンクが本文中で取り上げた風刺詩は2巻80のギレアーニ二行詩を指す。その全文は以下のとおりである。「ファンニウスは敵の手をのがれるために、自身の手で自殺した。おい、これこそ狂気の沙汰ではないか。死を逃れるために死ぬとは。」[『新編西洋史辞典』東京創元社、1983年、771～772頁、『世界名詩集大成1 古代・中世篇』平凡社、1960年、203頁を参照。]

[7] ブロウグによると、マンクの居住するバーク州の貧民救済費は、1802年に15シリング1ペンス、1812年に27シリング1ペンス、1821年に17シリング、1831年に15シリング9ペンスであった。スピーナムランド制度が採用された州の貧民救済費の平均が1802年に12シリング3ペンス、1812年に18シリング8ペンス、1821年に16シリング4ペンス、1831年に13シリング8ペンスであったので、バーク州はいずれの年も相対的に高い救済費を負担していた[Blaug, Mark, “The Myth of the Old Poor Law and The Making of the New”, *The Journal of economic history*, 23 (2), 1963, p.178.]。

[8] 『出エジプト記』(25～30章)のなかで、モーセが神殿(幕屋)の建造を命じた際、その幕屋を覆う幕にいくつかの素材の使用を指示したことが記されており、その素材の一つがアナグマ(badger)であった(26章14節)。badgerの訳語はアナグマのほか、たぬきやイルカ、じゅごん、原語のままタハシュとするなどさまざまである。また、主の姿を現しているとす

る説もあり、未知の要素が強い。なお、badger は欽定訳聖書（King James Version）における表記である [フランシスコ会聖書研究所『聖書 出エジプト記』サンパウロ、1961年、150～185頁、関根正雄訳『旧約聖書 出エジプト記』岩波書店、1969年、76、178頁、ルース・スペクター・ラサール（小山大三訳）『幕屋』岐阜純福音出版会、1987年、93～110頁を参照]。マンクはここであえて、アナグマを例に挙げることで、この規定の有効性が不明瞭であることを示唆したと推察される。しかし、ウィットブレッドは故郷のベッドフォード州に創設された農業協会（agricultural society）での実例をもとに提案しており、地方での実践を全国に広げる意図があった [Whitbread (1807) *op.cit.*, pp.73-75. [柳田・田中（2015年）前掲訳、105～106頁]]。

[9] ラップが指摘するように、名札（badge）の着用は18世紀の救貧行政における慣行でもあった。1780年代に全国友愛組合を基礎にした大規模な救貧法改革を提案したジョン・アクランド（Acland, John, c.1729-1795）は出資しなかった貧民に対し、赤い布に大文字で「DRONE（のらくら者）」と書かれた名札をつけさせることを提案した [Rapp, Dean, *Samuel Whitbread (1764-1815): A Social and Political Study*, Garland Publishing, 1987, p.222. ;Poynter, John Riddoch, *Society and Pauperism: English ideas on poor relief, 1795-1834*, Routledge & K. Paul, University of Toronto Press, 1969, pp. 37-39.;Acland, John, *A Plan for rendering the Poor Independent on Public Contribution; founded on the basis of the friendly societies, commonly called clubs*, 1786, p.41.]。ちなみに、マンクは『考察』の刊行後、実際に名札の着用を試験的に取り組んでいた [本稿、74頁、注25を参照]。

[10] マルサスは『人口論』において、中国では結婚が積極的に奨励される一方、貧民のあいだで捨て子や嬰兒の遺棄が一般的な慣習となっており、「政府は何度もこれを止めようと企てたが、しかし常に失敗に終わった」ことに触れている [Malthus (1989), *op.cit.*, I, pp.127-130. [吉田（1948～1949年）前掲訳 I、235～240頁] を参照]。ここで触れた慣習の詳細は明確ではないけれども、マンクがマルサスの思想的な影響を受けた可能性を考慮すると、こうした中国における慣行を示唆した可能性が考えられる。